

令和 5 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 5 年 9 月 1 2 日
- ・ 開 会 令和 5 年 9 月 1 2 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 9 月 1 3 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理	者	産業課	長
総務課	長	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査
住民課	参事		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和5年9月12日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一正	教育委員会教育長	関谷 正樹
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野 洋治	福祉課参事	佐薙 清美
会計管理者	阿部 雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉 暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	佐川 雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川 浩司	建設課参事	山本 純生
総務課参事	中村 綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加 政志	総務課主幹	齋藤 慎吾
住民課参事	砂金 英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川 大樹
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田 義和	書記	見延 洸太
------	-------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年9月12日

大空町議会議長 原本 哲己

諸 般 の 報 告

《令和5年6月20日～令和5年9月12日》

- 6月20日 第2回議員協議会
第4回総務厚生・第3回産業建設文教合同常任委員会
第4回総務厚生常任委員会
第3回産業建設文教常任委員会
第5回議会広報常任委員会
- 25日 東藻琴消防演習
- 30日 第3回議会運営委員会
第3回議員協議会
第5回総務厚生常任委員会
第4回産業建設文教常任委員会
ふるさとまつり実行委員会
- 7月 1日 美幌町開町100周年記念式典（美幌町）
2日 大湊音楽隊・北部方面音楽隊スペシャルコンサート（美幌町）
4日 第51回交通安全大会・第73回社会を明るくする運動大会
北海道町村議会議員研修会（札幌市）
8日 東藻琴地区殉公者慰霊祭
大空建設業協会第50回親睦会パークゴルフ大会・懇親会
9日 北海道ベトナム交流協会オホーツク総会（北見市）
10日 稲城市議会会派稲志会行政視察来町
11日 オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
17日 陸上自衛隊美幌駐屯地72周年記念式典（美幌町）
19日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
20日 第6回議会広報常任委員会
20日～21日 懸案事項処理（東京都）
25日 町村議会新任議員研修会（釧路市）
26日 高砂市議会会派新政会行政視察来町
28日 第15回ふれあいスタディ in 大空町の団員歓迎セレモニー

- 29日～30日 第48回めまんべつ観光夏まつり
- 8月 2日 北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望
(東京都)
美幌地方自衛隊協力会要望 (東京都)
- 3日 オホーツク圏活性化期成会夏季要望 (東京都)
- 6日 めまんべつ納涼盆踊り
- 7日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 8日 第7回議会広報常任委員会
- 13日 大空町バスケットボール合宿歓迎レセプション
- 15日 女満別地区戦没者追悼平和祈念祭
- 16日～18日 議会広報常任委員会道内視察調査 (鷹栖町、札幌市)
- 21日 第8回議会広報常任委員会
- 24日 第6回総務厚生・第5回産業建設文教合同常任委員会
第6回総務厚生常任委員会
第5回産業建設文教常任委員会
- 25日 1市4町正副議長会議 (網走市)
- 27日 第41回ノンキーランドふるさとまつり
- 29日～31日 総務厚生常任委員会道内視察調査
(古平町、厚沢部町、白老町、夕張市、美唄市)
- 9月 6日 第4回議会運営委員会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 3 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 11 番、齋藤宏司議員及び 1 番、大泉知功議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会、審査結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、9 番。皆様、改めておはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 9 月 6 日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会には、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件が 20 件であります。その内訳は条例制定等の議案が 7 件、令和 5 年度補正予算 5 件、令和 4 年度の各会計歳入歳出決算認定 8 件であります。また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 9 月 12 日に開会して、9 月 13 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 9 月 13 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1

3日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ていますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。松川町長。

◇町長 改めましておはようございます。令和5年第3回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

6月27日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催いたしました。町内における家畜伝染病の発生状況などについて報告するとともに、令和4年度収支決算、令和5年度事業計画、予算などを決定したところです。

翌日三町農業推進協議会総会が美幌町で開催され出席いたしました。令和4年度の決算、令和5年度事業計画、予算について決定いたしました。あわせて網走農業改良普及センター美幌支所より普及センターの取り組みについてご説明いただいたところであります。

7月1日は、美幌町町政施行100周年記念式典が開催され出席いたしました。記念演奏として美幌町出身の門馬由哉氏のギター演奏、町内合唱団の合唱などが行われたところであります。

7月4日は、交通安全社会を明るくする運動大会を東藻琴農村環境改善センターにおいて開催し95名の参加をいただいたところであります。

7月6日、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。協議会の管理施設であります、古梅ダムの維持管理に係る令和4年

度決算及び令和５年度予算などを決定したところです。

翌日東京に出張いたしましたして、全国民間空港関係市町村協議会総会に出席いたしました。令和４年度決算、令和５年度事業計画、予算について決定し、役員改選では引き続き当協会の理事に選任されたところであります。

７月８日、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行いたしました。コロナウイルス感染症が５類へと移行したことから、ご遺族、遺族会役員だけではなく、ご来賓もお招きし開催いたしました。

翌日７月９日は、町民交歓ソフトボール大会を開催いたしました。東藻琴多目的グラウンドを会場に８チームが参加し熱戦が繰り広げられたところであります。

７月１１日、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が北見市で開催され出席いたしました。令和５年度中央要望に係る要望事項について協議を行ったところであります。

同日、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。運営状況の説明、令和５年度の活動計画についてお諮りをし、決定いただいた他、本年度は第９期の大空町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定年でありますことから、協議会に対して審議への協力についてお願いしたところであります。

７月１３日は、札幌市において北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会に出席いたしました。

同日午後から北海道市町村長交流セミナーが開催され、出席いたしました。北海道大学大学院工学研究員石井一英教授並びに北海道文教大学地域創造研究センター小磯修二センター長から、ともに脱炭素、エネルギー政策についてのご講演をお聞きいたしました。石井教授のご講演では、生ごみを単に焼却処理するのではなく、地域における貴重な資源ととらえ活用を検討すべきとの示唆があったところであります。

７月１５・１７日の２日間、陸上自衛隊美幌駐屯地創立７２周年記念行事に出席いたしました。１５日は美幌駐屯地所属の車両による市中パレードを観覧し、１７日は記念式典が挙行され観閲式典、観閲行進、公開訓練を観覧したところであります。

７月１９日は、東京に出張し全国高速道路建設協議会総会及び要請活動に参加いたしました。総会後の要請活動は都道府県ごとに実施し、北海道は４班体制で衆参国会議員、国土交通省等への要請活動を実施し、私は衆議院第一議員会館において、北海道選出国会議員への各事務所にて要望書の手交を行ってまいりました。

７月２７日、東京に出張いたしましたして、全国生涯学習市町村協議会役員会及び総会に出席いたしました。私は東京会の幹事を賜っているところであります。総会には文部科学省職員が来賓として出席され、所管事業の説明が行われたところであります。

７月３１日から８月２日にかけて、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会夏季要望に参加いたしました。７月３１日は、札幌市におい

て北海道開発局、8月2日は、東京都において国土交通省道路局、北海道局、財務省主計局、さらには北海道選出の国会議員に対し女満別空港から網走間の第3回目となる地方小員会の早期開催を要望したところがあります。

8月1日は、美幌地方自衛隊協力会要望活動に参加し、札幌市にありまます陸上自衛隊北部方面総監部を訪問いたしました。本年3月に美幌駐屯部隊であります第6普通科連隊が第6即応機動連隊へと改編したことに伴い、即応機動連隊の人的基盤の充実、充足率の向上などについて要望を行いました。

8月2日から3日にかけて、オホーツク圏活性化期成会夏季中央要望を行いました。私は建設経済班として国土交通省に対し、地方空港の運行路線の維持、拡充などについて要請を行ったところでもあります。

2ページをお開き願います。8月15日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたしました。東藻琴地区同様、本年はご遺族、遺族会役員だけではなくご来賓もお招きし開催したところでもあります。

8月24日、札幌市で開催された市町村長政策研究会に出席いたしました。本年の統一地方選挙においてご勇退された前今金町長の外崎秀人氏、前東川町長松岡市郎氏を講師として招き、外崎氏からは、5期20年間の首町としての振り返りを中心に、松岡氏からは、東川町が進めてきた各種取り組みについてご講演をお聞かせいただいたところでもあります。

8月27日、令和元年度の開催以来、実に4年ぶりとなりますノンキーランドふるさとまつりを緑とチーズの里ふれあいパークで開催いたしました。当日は雨の心配があったところでありましたが、快晴かつ気温が高い中でふるさと祭りを開催でき、また、第34回ロール転がしどってん酷ロール北海道大会も男子の部27チーム、女子の部6チームの参加により開催できました。野外バーベキューや売店コーナーなど多数の来場者で賑わったところでもあります。

8月30日、北見市において鉄道貨物輸送に関する地域意見交換会が開催され出席いたしました。北海道新幹線札幌延伸に伴う鉄道物流のあり方に関する情報連絡会での議論の説明があり、出席者からの発言の機会をいただきまして、私はJR北海道から経営分離される函館線の、函館、長万部間いわゆる並行在来線については、オホーツク地域の農産物を本州へ移送する重要な交通手段であり、食料安全保障の面においても、将来にわたり持続可能な鉄道輸送網として、維持していくことが必要であり、国の積極的な支援と北海道のリーダーシップの発揮について要請したところでもあります。

以上、令和5年第3回大空町議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5、一般質問

◇議長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず、消防団員のなり手不足と、その募集の方策について伺います。

大空町女満別、東藻琴両地区の消防団は、火災や災害の発生時現場で活躍いただいている重要な組織ですが、近年、団員の定数割れが続いていると聞いており、それは大変憂慮される問題だと考えます。魅力ある消防団活動を目指して、団員の加入促進に際し団員の報酬の改定や消防団活動に必要な費用の増額等、町としての投資や取り組みが必要なのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、上下水道事業施設について伺います。

上下水道は日常生活に欠かすことのできない大切なライフラインですが、近年、地震や大雨災害等による上下水道管の破損や、給水や処理が停止する報道に触れる機会が増えました。上下水道は簡易水道として、下水道は網走市の終末処理場を利用している状況ですが、次の点について町長の見解を伺います。

1、大空町の上下水道の管の対応年数について。

2、維持管理及び老朽化対策について。

3、厚生労働省では、過疎地の排水手法としてタンク車による運搬水の指針を取りまとめたとの報道がありましたが、大空町において、そのような検討がなされている地区があるのかどうか。

4、終末処理場に関し、災害時等における網走市との対応や取り決めについて。

以上4点について伺います。

◇議長 長 松川町長。

◇町長 森賀議員の一般質問にご答弁させていただきます。

まず、消防団員のなり手不足とその募集の方策について、大空町の現状を踏まえてお答え申し上げます。

消防団は消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動等、非常に重要な役割をはたしています。さらに、平常時においても住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしていただいているところであります。

消防団員は普段はそれぞれが仕事に就き、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と、責任を有する非常勤特別職の地方公務員という身分でもあります。

総務省消防庁は本年8月31日に、毎年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査について公表しました。全国の消防団員数は約76万3,000人、前年比2万1,000人減少で過去最少を更新したと発表いたしております。全国の消防団員数は昭和30年に200万人を割り込み、その後減少の一途をたどっている状況でございます。北海道内においては206の消防団があり、本年4月1日の実員数は2万3,071人、前年比480人減少しています。

大空町には女満別消防団と東藻琴消防団があり、本年4月1日の消防団員数は、女満別消防団は条例定数80人に対して実員数60人で充足率は75%、東藻琴消防団は、条例定数72人に対して実員数60人で充足率は83%という状況にあります。令和4年4月1日現在の消防団員数と比較して、女満別消防団は3名減、東藻琴消防団は4名減という状況です。条例定数は地域の消防防災力を考慮して設定している数値であることから、当面の対応としては、条例定数を目標として消防団員の確保を推進する必要があります。

消防団員数減少の要因としては、全国的に共通して言えるのは、若年層の人口減少、高齢化、地域全体の人口減少、産業就業構造の変化、個人の価値観の多様化、地域における連帯感が希薄するといった地域コミュニティの変化が挙げられます。その一方で、気候変動による自然災害の頻発化、激甚化による出動機会の増加、有事における国民保護への対応といった、これまでもない事態の対応等、役割は多様化しており地域防災の中心的、変位的な役割を果たしている消防団に対する地域住民の期待が一層高まっている状況にあります。

消防団活動の労苦に報いるという観点から、消防団活動に対しては、消防団員に年額報酬と出動報酬を支給しています。総務省消防庁は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に掲げる処遇改善の必要な措置を実施するため非常勤消防団員の報酬等の基準を定めており、年額報酬の基準では、団員の階級の者については年額3万6,500円を標準とし、また、団員より上位の階級にある者等については、市町村一部組合において業務の負担や職責等を勘案して定めるとしてあります。また、出動報酬基準は災害に関する出動については1日当たり8,000円を標準とし、また、災害以外の出動については、一部事務組合において業務の負担や活動時間を勘案して定めるとしてあります。両地区消防団においては、当該基準に基づき令和4年4月1日から基準と同額の報酬としているところであります。

また、公益財団法人日本消防協会が全国消防団の応援の店登録制度を展開しております。消防団とその家族を対象に地元のみならず、全国の飲食店等が割引サービスを提供するもので、大空町内においても登録店舗が2件ある状況にあります。

さきに触れた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団への加入促進、公務員の消防団員との兼務に関する特例、地域の事業者の協力、大学等の協力、消防団員の処遇改善、消防団

の装備の改善等が定められております。これまでのポスター、パンフレットの他、SNSの活用を含めた多様な広報媒体を通じたPR強化、幅広い世代の方や、様々な職業の方に消防団活動理解促進と参加のきっかけを継続して行い、住民や事業者の理解を深める活動として、消防団員加入促進キャンペーン、消防団員においては非雇用者が増加傾向にあることから、事業所と協力した消防団員の活動しやすい環境整備する消防団協力事業者表示制度、仕事や家族の都合等で全ての消防団活動に参加することが困難な場合に、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動できる機能別消防団員制度の活用や消防団員の処遇の推進と、消防庁の施策や他地域における優良事例等調査研究し、社会情勢の変化に対応し、消防団員への理解と消防団員となることを社会責任や社会貢献としてとらえる気運を醸成し、地域防災力の維持強化を図ってまいりたい、そのように考えております。

次に、上下水道事業施設についてご答弁いたします。

まず、大空町の上下水道の管の耐用年数についてであります。水道管については、地方公営企業法施行規則によって40年、下水道管については、国土交通省令において50年とされております。しかし、実際には、ほとんどの場合50年以上の使用が可能であり、管の材質や設置されている環境などにより異なります。このため大空町といたしまして、明確に耐用年数は定めておりませんが、おおむね60年を一つの目安として考えており、現状では60年を越える管路はまだない状況になっております。

次に、維持管理及び老朽化対策についてであります。老朽化した施設は故障や管路の漏水事故などの発生頻度が高くなります。職員による日常点検の他、機械や電気施設については専門業者の点検委託による機器や設備の状況を把握し更新や修繕を実施し対応しております。老朽化した管路につきましては、道路改良工事などに合わせての管路更新を実施している所であります。これ以外といたしましては、水道においては、漏水事故が多く発生している区間など、老朽していることが確認できる箇所を更新工事を実施しております。

また、下水道につきましては管路ではありませんが、一部のマンホールで腐食対策などを実施し、施設の長寿命化を図っています。

次に、運搬送水の関係でございますが、こちらにつきましては、市街地から離れたきわめて小規模な集落等における配水池等への送水方法の一つです。大空町においては、女満別地区では低台配水池、湖南配水池、大成配水池、東部高台配水池が。東藻琴地区では、福富配水池、東洋配水池、中区配水池が検討の対象となると考えています。将来的にこれらの施設からの配水量が相当少なくなることが予想されれば運搬送水の検討も必要となってくると考えておりますが、現状といたしましては、今、まだそのような状況にはないというように判断しているところでございます。

最後に、終末処理場の災害時における網走市との取り決めの関係につ

いてでございますが、大空町の汚水は女満別地区が網走市呼人地区へ、東藻琴地区が網走市藻琴地区へ、それぞれポンプで圧送し網走市内の下水道管路を通して終末処理場に送られ処理されております。このため、網走市側で下水道施設にトラブルが発生した場合などの緊急時には、網走市より大空町からの汚水の圧送停止の要請があり、それに対応しております。網走市との間で、下水道施設が災害等により被災した場合について具体的な取り組み等はありませんが、担当者間の連絡体制を確保することで対応しているところであります。

以上、森賀議員からの一般質問の一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 町長のご答弁で消防団応援プロジェクトの事が語られておりましたけれども、それに対しては各事業所のボランティアというか、判断で事業所の方が消防団に対してサービスを共有していただけるものと理解しておりますが、町として何かそらっきーポイントを消防団の方に付与してあげるとか、そういうようなことはできないのか。

また、東日本大震災の例を出すまでもなく、一度災害が発生すれば、それこそ命がけで活動してくださる組織ですので、町民こそって応援していくような気持ちを醸成していくことが大事かと思っておりますので、その辺についてよろしくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 現時点で大空町の消防団員の充足率、先ほど女満別消防団 75%、東藻琴消防団 83% とご答弁させていただきましたけれども、現在、その充足率で消防団活動に影響を及ぼしている状況ではありませんが、将来の人口減少や社会情勢の変化、地域コミュニティの変化が消防団組織の形成や活動にどの様に影響を及ぼしていくのかというところは、今後将来に向けて注視していかなければならないかなと考えております。

森賀議員おっしゃったように、地域が消防団を応援していくというそういった気運、そういったものについては、町としても取り組んでいかなければならないかなと思っております。ただ、そらっきーポイントを付与するだとか、そういった独自の支援策というようなもの、そういったものが消防団の加入促進につながるかといえば、私はそうではないかなと思っております。

一番大切ことは、冒頭にも申し上げましたが、自らの地域は自らで守るのだという、そういう郷土愛そういったものをご理解いただくということが何より 1 番大切で、そういったことが消防団加入のきっかけになっているのではないかなと、そのように思っています。

参考までに、これは女満別消防団なのですけども、今、役場職員が職務専念義務の免除の手法を使って、5名が消防団に加入をしております。そういった職員が地元出身の職員であれば地域のことはある程度理解しているのかもしれませんが、地元以外のところから、大空町の職員になって、やはり地域を知るというきっかけに消防団活動というのは、その一つのきっかけになるのではないかなと、そのように考えておりますので、町としては職員が消防団活動で消防団員の皆様と一緒に活動するということは、バックアップしていきたいなと、そのように思っております。

いずれといたしましても、大空町だけではなく、網走地区消防組合の取組として必要な消防団活動の維持、支援策というもの、何が必要かということ、さらには消防署、総務省の消防庁の処遇改善等の施策や他地域の優良事例を調査するようして、今後とも検討してまいりたいと思いますので、これについては引き続きご指導お願い出来ればと、そのように思います。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 将来に向けていろいろと消防団活動の充実にに向けて検討してくださって行くという事なので、よろしくお願いいたします。

続きまして上下水道の関係ですけれども、2点目の上下水道管の耐用年数60年程度ということでございますけれども、それを受けましてちょっと時間があるように思いますけれども、それに向けて計画等、老朽化対策維持管理における計画等があればお知らせ願いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずは消防団の関係につきましては、引き続き町も消防団活動に積極的に協力して、装備等についても適宜更新していきたい、そのように考えております。

続きまして、上下水道施設のほうの再質問でございます。施設の更新計画というようなことでございますけれども、下水道につきましては、ストックマネジメント計画というものを策定し、計画的に機械や電気設備などの更新を実施しているところであります。本年度、この計画の見直しに向けて施設の状態を調査しているところでございます。

また、水道事業については、現在更新計画というのは持っております。しかしながら、本年度水道事業アセットマネジメント策定委託というものを実施しております、この業務の中で長期的な水道施設の更新計画を検討しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、上下水道施設というのは将来にわたり維持、そして持続させていただければならない大切なライフライン施設でございますので、今後とも施設の健全性を確保するため、適切な維持管理に

努めてまいりたい、そのように考えております。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 続きまして4番目の終末処理場に関してですけれども、災害時における網走市との取り決めについては、担当者間の連絡体制の確保だけでは不足しているのではないか、その点についてちょっと伺います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 災害時の対応というか、連絡体制が不足ということでございますけれども、災害時の対応ということでは、網走市側からの要請で大空町側の汚水の圧送を停止する場合の他、当町の施設の被災により汚水の圧送が出来ないということが考えられているところであります。このような場合にどの程度の期間、それと時間、圧送停止出来るか、そしてどこの業者に修繕等の対応を依頼するかなどの、この対応計画を取りまとめました下水道BCP、いわゆる事業継続計画というものを策定しているところであります。

また、全道的な枠組みといたしましては、災害時の下水道施設の支援協力に関する協定を締結しておりまして、日本下水道管路管理業協会や全国上下水道コンサルタント協会の支援協力を受けることが可能となっております。施設が被災し停止するというようなことになれば、町民生活に多大な影響を与えるものとそのように認識しておりますので、今後も対応策の強化については、網走市とも連携をしながら図ってまいりたい、そのように考えております。

◇議 長 4 番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 町長の答弁の中で上下水道の説明については重要な社会インフラという言葉がありました。そのとおりだと思いますので、適切な維持管理、長寿命化策などを講じていただきたいと考えております。

以上で私の質問は終わります。

◇町 長 近年、またいつもの災害が発生した時に、道路が決壊してそこに通っていた水道管から水が溢れていると、水が紛失されているというような映像をよく見ることがあります。大空町でも現に年に数回、数回と言いまししょうか結構な数、漏水事故等が発生しております。その都度修繕等を行っているところでありますけれども、それ以外にも計器を見ているとやはりなにか水が漏れているようなことがあるようなこともありますので、そういった現に漏水している管も含めて調査し、一度一遍にその修繕工事が対応できないかもしれませんけれども、計画的に

漏水工事なども含めて貴重な水を皆様方に届けるという責務を果たしてまいりたいと思いますし、下水道についても同様でございます。きちっと管理して町民の皆様の生活に支障がないように今後とも鋭利取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

◇森賀議員 終わります。

◇議 長 これにて、森賀祐司議員の一般質問を終了いたします。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に、1 番、大泉知功議員の一般質問を許します。

◇大泉議員 はい、1 番。令和 5 年第 3 回大空町議会定例会一般質問通告書により、一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税は 2022 年の寄附総額が 9,654 億円と前年度の 1.2 倍に増え 1 兆円市場に成長しました。財政難に苦しむ自治体にとって今や欠かせない収入源でございますが、寄附を集めるために使った返戻品を含む経費が寄附額の 5 割近くを占めるなど、返戻品競争は加熱しています。返戻品の 5 割ルールの対象となる経費のほかにも総務省が把握していない費用が膨らんでいる自治体もあるようです。それは寄附金の受領書の発行や送付、住民税の控除に必要な情報の自治体間での共有に係る費用などに、主に寄附を受け取った後に係る経費となるようです。

また、新たな取り組みとして旅先納税や体験型ふるさと納税などの形もあるようですが、本町のふるさと納税の取り組みについて伺います。

(1) 大空町のふるさと納税の実績と波及効果について。

(2) 今までのルールと変更点、今後の課題について。

以上 2 点お伺いいたします。第 1 回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉議員の一般質問にご答弁させていただきます。

令和 4 年度につきましては 6,585 件のお申し込みをいただきまして、1 億 4,461 万 8,000 円のご寄附をいただいております。この場をお借りいたしまして改めてご寄附をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

また、波及効果でございますが、返戻品である地元特産品を通じた町の PR であったり、ご寄附をいただきました寄附金によって認定こども園や小学校、中学校、高校の教材や備品を購入したり、ひまわり作付け事業を展開したりと魅力的な町作りのために活用させていただいているところであります。

今までのルールと変更点、今後の課題についてでございますが、令和 5 年 6 月 21 日に総務省告示が改正されたことにより、本年 10 月 1 日からふるさと納税に係る運用ルールが変更されることとなりますが、具

体的には5割ルールの厳格化というものがなされるところであります。詳しく申し上げますと、ふるさと納税による寄附金を募集する上では、募集に係る費用を寄附金の合計額の5割以内に押さえる必要があります。これまではその募集に係る費用に、事務経費や寄附受領証明書発行手数料などが含まれていませんでしたが、今回の改正でこれら経費を含むことが明記されたところであります。

また、これまでは具体的な基準が示されなかった地場産品の基準が明確化され、熟成肉や精米を返礼品として使用する場合には、原材料が同一都道府県の区域内で生産されたものに限定する必要があるなど非常に大きな制度改正となっております。このため、他の市町村では厳格化された5割ルールに対応するために、今までの金額を一律に増額させたり、返礼品の内容を見直したりといった措置が検討されているようであります。大空町におきましては、返礼品提供事業者を初めとする関係機関と調整した結果、現状といたしましては、寄附額を増加させたり、返礼品の内容を見直したりといった措置は予定しておりません。しかし、制度改正以降の寄附の状況によっては、寄附額を増額するなどの措置も検討していかなければならないのかもしれない。そのように考えております。その他その場合には、関係機関と連携し5割ルールというものを逸脱しないよう対策を講じてまいりたい、そのように考えております。

以上、1回目のご答弁させていただきます。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。5割ルールを厳格化により寄附される金額の増額とか、返礼品の見直しを考えなきゃならないところもあるかもしれませんが、大空町の場合はそれが無いということで、今までも厳格にしっかりとルールを守っていただいていたのかなと思いました。それで寄附していただいた金額等、町に入るべきだった金額について伺いと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 総務省告示の5割ルールそういったものについては、これまでも大空町はそのルールを厳格に守ってきたと、そのように認識しておりまして、これにつきましては引き続き今後もそういった、ふるさと納税のルールというものをきちんと守って対応していきたい、その様に考えております。

再質問の中で、ふるさと納税で得られた大空町のコ、実金額そういったご質問だったかなというふうに思っております。

ふるさと納税につきましては、もともと自分の生まれ育ったふるさとや、応援したい自治体に寄附した場合、寄附された方は自己負担額から2,000円を除いた残りの額が住まわっている所得税や個人住民税か

ら控除されるということになっております。

大空町は1億4,000万、3年間で約5億1,000万円の寄附をいただいている一方で、この3年間で大空町の本来入るべき所得税、個人住民税というのが約1,500万円流失しているというか、少なく入ってきているというような状況になっています。先ほどの3年間で5億1,000万円の寄附額があったということでございますけれども、5割が経費として出ていっているということであれば、実寄附金額というのは、計算上ですけれども2億5,500万円が実寄附金額に相当するのかなと思ひまして、そのうち1,500万円が町の収入として入ってこないとなりますと、差し引き2億4,000万、3年間で2億4,000万円の実収入というか、ふるさと納税による寄附金が大空町に入ってきているのかなと、そのように推察できるのかなというふうに考えております。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 プラス2億4,000万円ということで、大空町の魅力は日本中の方に支援されて、多くの応援をしてもらっているということがわかりました。そしてこの納税の原点に触れて、大空町を出た人が自分のふるさとを思い、ふるさとに納税したいという気持ちもご寄附いただけるということが大変ありがたいということになるのですけれども、この使途の項目なのですけれども、例えば町内を盛り上げるためのイベントなどに使える様な項目を増やし、また新たな取り組みとして旅先納税、体験型ふるさと納税などの様な導入を検討してみてはいかがでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 使途の拡大ということでございました。

今の大空町の中でふるさと納税の使途というものを五つ定めております。未来を担う子どもたちを育む事業、高齢者が健康で生き生きと暮らす事業、魅力ある観光地づくりに関する事業、その他、そして特に指定しないというこの5項目でございます。これ以外にも使途を増やしたらどうだということで、例えば町を盛り上げるためのイベントだとかそういったものへの使途ということがあるかと思います。そういったものについては、基本は魅力ある観光地づくりに関する事業の中で拾えるのかなとは思っておりますけれども、頂戴いたしました意見でございますので、内部の方でもう少し具体的な使途項目ができないかという事を検討してみたいと思います。

そして旅先納税、体験型ふるさと納税の導入を検討してみてもどうかというご示唆をいただいたところであります。私も余り良く存じ上げていなかったのですけれども、旅先納税というのは、どこかの町に旅行に行くときに、前もって携帯電話等でQRコードを読み込んで、例えば1万

円寄付しますとなったときに、3,000円分のクーポンが携帯に送られてきて、それを行った先のお店屋さんで使えるという様なことでございまして、なかなかおもしろそうな仕組みであるなと思ったところでございます。

また、一方で体験型ふるさと納税というものも、これもまた私余り存じ上げていなくていろいろ調べてみますと、例えばどこかの町に企業スポーツのチームがあって、その企業スポーツを応援したいとのことで、ふるさと納税を例えばします。そのときにその企業スポーツのチームに入って練習のお手伝いをしたり、昼食を一緒に食べたり、そういった体験ができるというのが体験型ふるさと納税の仕組みのようでございます。なかなか面白そうな取り組みであるなと思いながら、大空町でどんなことが可能かなというのもまた一方にございまして、旅先納税については、地元の商店街の協力があれば行えなくもないかなという事もありますし、体験型ふるさと納税は、今、うちの町内の中でそういった取り組みが現時点でなくても、今年度、大空町体験型観光誘致促進実行委員会を立ち上げて、今後町内でこういった体験型観光ができるかというところ、これから検討してまいりますので、そういったところで仕組みとして出来上がった体験プログラムに参加いただくというようなことも、今後将来的には出来るのかなと思いますので、こういった新しい制度、そういったものも、いろいろこれからのふるさと納税の活用策として検討してまいりたいと考えております。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。使途の項目を増やすということで、内部で検討いただけるということなので、ぜひ、もっと使いやすいような、皆さんがわかりやすいような項目にしていだけたら助かるかなと思っております。

続きまして、旅先納税で地元商店街と連携を組んでやればいいのかと思いますけども、地元商店街もかなり高齢化が進んでおり、多分助けが必要だと思うのです。助けて上げて、一緒にこういうふうにやったらどうですかという様な提案が出来たらいいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

体験型ふるさと納税ですけれども、今、実行委員会形式を組んでこれから新しく考えていくというような形になっているということで、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず寄附の使途につきましては、やはり1番大切なのは寄附をされた方が、こういったことに寄附金額を活用していただきたいと

いうこと、その思いをどう受けとめて、町の施策に反映させ、予算として執行させていただくかということが大切であると思いますので、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

また、旅先納税は当然ながら町内の事業者さんのご協力が必要となってくることでございますので、もし検討する際には町としても協力しますし、当然そういう決裁をするところのサービス事業者さんが必要かと思っておりますので、そういったところとも連携を深めながら、取り組みを検討していければなと思っております。

また、体験型ふるさと納税、ただ特産品を送られるというだけではなく、自分が寄附をした町に赴いてなにか体験するということは貴重な本場に寄附をされた方にとっても貴重な体験になるのではないかなと、そのように思っておりますので、そういったものもこれから大空町の中で出来るように検討を深めてまいりたいと思っております。

ふるさと納税、私どもは年1億数千万ですけども、多いところでは何十億と寄附をいただいて、一方で、税金が流出している大都市部というのもある中で、この制度がいつまで同じような形で継続されていくかというところはなかなか不透明なところもありますけども、大空町といたしましては、今示されているルールを適正に配置しながら、また魅力ある商品を充実させて、少しでも大空町に関心を持っていただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも、さまざまな面でご指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇大泉議員 質問を終わります。

◇議長 これにて大泉知功議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時06分)

◇議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和5年第3回定例会通告に従い一般質問させていただきます。

質問項目は、未来につながる積極的少子化対策をです。

令和3年度の総務省の地方財政状況調査で、大空町は5年前に比べて児童福祉費総額の増加率が全国1位で、子育て政策を充実させている町だと今年3月全国紙の新聞で紹介をされております。大空町におきましては、様々な少子化対策が取られていますが、人口減少傾向は継続して

いる現実があります。ここ3年の我が町の出生数動向から見て、将来のまちづくりと少子化対策の推進について町長の見解を伺います。

まず第1点として、子どもを産み育てやすい地域づくりに関する広報活動のさらなる充実と工夫をです。

本町で展開されている施策を一覧としてまとめるなど魅力と関心を高める対策を強化してはどうかと考えます。子育て支援策、これは各課でいろいろ取られている状況でございます。子育て支援策の情報提供について現状と今後のお考えを伺います。

2点目として、大空町独自の子育て支援策の検討です。

出産、子育て応援については、国が創設した出産・子育て応援交付金事業に基づく事業が展開されております。本町では平成28年から出産祝い金制度というのが令和元年まで大空町独自策として実施された経過があります。出生数の現状を鑑みると、未来に向けた少子化対策として大空町独自の新たな経済的支援策を検討してもいい時期ではないかと考えます。町長の見解を伺います。

3点目として、子育て世代の育児環境支援についてです。

男性の子育て参加環境の充実は出生数の増加にもつながるものと令和4年12月総務省通知、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進についてでも示されています。育児休暇取得率の向上に関する町の目標設定と役場職員、町が指定管理や施設運営委託等で関係する財団、福祉法人職員への情報提供等について、現状と今後の対応について伺います。

以上、通告しております大項目1件と小項目3件の第1回目の質問といたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にご答弁いたします。

未来につながる積極的少子化対策につきまして、まず一つ目でありまず、子どもを産み育てやすい地域づくりに関する広報活動の充実と工夫、子育て支援策の情報提供の現状についてお答えいたします。

情報提供の手法の一つ目といたしまして、保健衛生、医療福祉に関する各種手続やサービスをまとめたせいかつあんしんガイドブックを作成しています。そのうち母と子の健康、予防接種、子育て支援の項目に子育て支援策を掲載しているところであります。このガイドブックは年に1度更新しており、令和4年度までは冊子を全戸配布しておりましたが、令和5年度からは情報提供のあり方を見直し、お申し出があった方に配置することといたしました。なお、町のホームページは従来同様に最新のデータを掲載しているところであります。

もう一つの手法といたしまして、子育て支援アプリそらべびを運用しております。子育て世代にターゲットを絞って情報提供できるツールであると考えており、令和5年3月末での登録者数は165人となってい

ます。そらべびは日々の子育てに関する記録として使っていただくほか、お子さんの誕生日などの情報から予防接種や健康診査時期など必要な通知が届くといった機能があります。また、認定こども園の園内解放の情報や身近な子育て情報を提供しており、町のホームページに子育てに関する記事が掲載されたときには、母と子、子育てなどのキーワードを基に自動的にアプリに通知される仕組みになっております。

鈴木議員からご提案をいただきました、子育て支援に関する施策を一覧にすることにつきましては、これまで子育て世代向けの情報に特化したガイドブックというものはございませんでしたので、福祉分野以外の施策サービス情報も網羅して子育て世帯の皆さんに使っていただける内容となるよう検討を行った上で作成してまいりたい、そのように考えております。ホームページへの掲載だけではなく、紙媒体として妊娠届の面談などの機会にお渡しすることも考えられますので、効果的な情報発信を検討してまいりたい、そのように思います。

次に、大空町独自の子育て支援策についてであります。過去3年間における大空町の出生数の動向につきましては、令和2年が26人、令和3年が30人、令和4年が33人となっており、わずかに増えているところではありますが、コロナ前の令和元年の48人と比較すると減少しているという様な状況にあります。出産祝い金支給事業は令和元年度で廃止し、令和2年度からは、産後ケア事業や産婦健康診査事業に切り替え子育ての不安に対する相談体制を充実させています。

また、令和3年度から不育症治療費の助成にも取り組むこととしたほか、令和4年度から不妊治療が保険適用になったことを受け道の助成の上乗せではなく、新たな不妊治療費助成事業として実施しており、今後も引き続き国や北海道の動向を注視しながら、どのような施策が効果的なのかを見定め取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、子育て世代の育児環境支援についてであります。

国がことし6月に示した、子ども未来戦略方針では、男性の育児休業取得率につきまして、2025年度までに30%としておりました従来の目標を50%とし、さらに、30年には85%にまで引き上げ、官民一体で取り組みを推進することとしています。また、公務員につきましては、先行的に目標の前倒しが出され25年までに取得率を85%にするとされています。本町の数値目標につきましては、令和3年4月に策定しました特定事業主行動計画におきまして10%と設定しています。当時は大空町となりましてから実績がないのでそういうような目標数値としたところであります。近年における本町の男性職員の取得状況につきましては、令和4年度が対象者3人のうち1人の33.3%、本年度は、現時点で4人中3人が取得する75%となっております。対象となる職員の数が少ないことから、割合で見ますと増加率が大きくなっておりますが、これまでの実績を勘案しますと、育児参加への意識というのが、若い職員の所で高まってきているのではないかなと、そのように感じているところであります。各種法人や団体への情報提供につきまし

ては、派遣している職員以外では民間企業と公務員との制度が異なりますことから、特段行っている状況にはなっておりません。関係機関からの通知や法律を踏まえ、それぞれ対応に当たられていることと思います。必要に応じてお伝えするなどしてまいりたい、そのように考えております。価値観やライフスタイルが多様となる中、仕事と子育てを両立できる職場づくりにつきましては、国からの通知や人事院勧告などを踏まえ、適宜制度の見直しなどを行っております。個々の事情もあり、強要できるものではありませんが、制度の説明を丁寧に行うなどして、理解を深め希望どおり取得しやすい環境というものを、町として整備してまいりたい、そのように考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の情報提供につきまして、さらなる充実をとということでございますが、対応していただけるということでございます。その中で私は特にということで、妊娠期からの出産、産後ケア、育児等につきまして、保健師さんや栄養士さん、助産師さんの専門職が寄り添って対応していただいているという状況は重々承知しているところでございます。ですから、こういう寄り添い形と経済支援型が行われているという状況はすばらしいなというふうに思っているわけでございます。その中で、対象に特化した方々にわかりやすい情報提供ということでもよろしく願いたいと思います。その中で、次の項目にも関係するわけですが、子育て環境という関係では結婚新生活支援事業、それから新築定住促進の関係で住宅新築助成事業等につきましては、子育て世帯という明記から結婚新生活支援事業では婚姻時夫婦双方が39歳以下という規定がありまして、要するに子育て世帯ということになっております。これは地域少子化対策重点推進交付金事業の一環ではないかというふうに思っておりますが、そういう子育て世代への情報が各課にまたがっているわけで、それを、窓口をまとめるというか、それはなかなか難しいと思いますので、情報をまとめて提供をしていただければありがたいというふうに思っております。ということで1点目につきましては、そういう対応もぜひお願いをしたいなというふうに考えているところでございます。

関連しますので、二つ目に行きます。大空町独自の子育て支援策ということでございます。ネットだけの情報でございますけれども、全国で出生率が高い自治体とは上から沖縄県、島根県、宮崎県、地域性もございますが、そういうことになっているのでございます。ここではいろいろな出産祝い金制度を国の景気緩衝型経済支援型に加えて、その独自での支援策を設けているというところがあるようでございます。ですからただ出産祝い金をする、お金を交付するということが出生数の増加につな

がるということは、私自身はそういうふうな、いろんな総合的な対策を打った中で出生数が増えて行くのではないかというふうに思っているところでございます。そういう中で、先ほど申し上げました住宅新築助成これ定住促進事業でございますけれども、令和５年度１５件の新築助成がありまして、その中の１２件は子育て世代だったというような情報も得ております。やはり子育て世帯には、この新築助成金などはすごく魅力的ではないかなと。要するに子育て世帯で新築される方については、２０万円プラスして常設されているという状況でございますから、こういう助成策につままして少子化がどんどん進んでいる中の地域社会を考える中で考えた場合には、助成金の金額の検討等につまましてもやはり検討していく時期ではないかなというふうに思っているところでございます。そういうことも含めまして、この子育て世帯に対する関係につままして、さらにこう新たな経済対策を考えてはどうかなって、例えばもう１点でございますが、今宅地分譲という関係につままして宅地分譲の要綱を大空町で平成２７年に制定して持っているところでございます。やはり子育て世代を呼び込むという面では宅地分譲につまましても子育て世帯への配慮ということで、この分譲価格につまましては宅地造成費その他経費を勘案して、町長が定めるというふうになっております。そういうことも含めまして子育て世代、転入世帯の定着というのは未来への投資というふうに考えますので、これにつままして町長のご見解をお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、わかりやすい情報の提供という部分では、議員からもご指摘のありました国からの各種助成、支援策そういったものも網羅した中で、１枚のペーパーになるのか２枚になるのかあれですけど、そういったものを含めてお伝えしていきたいとそうように考えております。

続きまして出生数の関係でございますけども、人口の減少というのは地域活動や経済に大変大きな影響を及ぼすとともに地域の活力低下を招く、まちづくりの根幹にかかわる重要な課題であるということは重々認識をしているところであります。そこでその出生数の減少、増やすというのはなかなか難しいのかもしれませんが、減少を緩やかにするためにその一つの手段として、出産祝い金だとかを支給するという取り組みがあるのかもしれませんが、大空町としてはその一時的な現金支給ではなく、子育て世代を継続的に社会で支える環境を整えていくということにシフトさせていただきましたので、当面その考え方の中で子育て世代への充実というものを図ってまいりたいと考えております。

また、若者のパートナー対策やさきに申し上げました妊産婦への支援に加えまして、子育て世代の支援、保育、教育の充実、観光や産業の振興と雇用の拡大など、地域経済の好循環と地域の活性化につながるさま

ざまな施策を一体的かつ総合的に推進し、子育て世代にやさしいまちづくり、町民が生き生きと暮らせる地域づくりを目指してまいりたい、そのように考えております。

先に宅地分譲というお話をいただきました。やはり若者世代に定住いただくために住宅政策というのは必要であろうかと思えます。その一つが公営住宅の整備であったり、また、既に行っております空き家となった住宅の空き家バンクとしてそこを買っていただいて、自分が住みやすいようにリフォームしていただくであったりということも考えられるかと思えます。ただその一方で、やはり自分好みのマイホームを建てたいというそういった需用にお答えするための住宅地整備というものも必要になってくるのかなと思っております。ただ、大空町といたしましては、平成25年度末で土地開発公社というものを解散いたしました。従いまして自らが、町が民間の土地を購入して造成し、そしてその経費等を勘案して販売するというのはなかなか難しくなっているところであります。ただ一方で町営住宅の空き地であるとか、未利用の町有地というものもございますので、そういったことを有効に活用しながら宅地分譲というのは、町有地、所有している町有地の中で展開していければなど、そのように考えておりますので、さまざまな観点から議員のご指導をいただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。

三つ目の子育て世代の育児環境支援についてということでご答弁の中で、大空町職員の方が積極的に取得をされている、職場の環境がこういう風土を醸成してきたということでは高く評価されるのではないかなというふうに思います。これを継続していただいて、それに先進地ではイクメンボス、上司が部下の人をそういう理解するためにイクメンボスみたいな形で上司が率先して取っていくというようなこともある様でございます。そういう面で子育て世代への職員の環境醸成に努めていただければというふうに思います。ひいては、役場がそういう雰囲気をつくっていけば、地域の各企業等にも波及するのではないかなというふうに思っております。

町長のご答弁の中にもございましたが、財団それから社会福祉協議会等の団体等につきましては、これは労働法の関係で介護・育児休業法というのも改正ということで労働法関係は別でございます。ただ、やはりその指定管理等で町がかなり関わっている関係から、認定こども園等につきましては社会福祉協議会等通じて、町との育児、子育て世代との関係ありますので、そこに勤めている職員の職場環境の改善という意味でも、ぜひ、指定管理とか委託業務の中で職場環境の改善にこの子育て世代の育児環境の整備等についても配慮するようにというご指導をいただければというふうに思っているところでございます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずは町の方、近年男性職員が育児休業を取るということが出てまいりました。短期の取得もあれば、約半年の長期の取得等もございます。今のご時世、社会情勢の中で取得をしたいという希望があったときにそれをお断りする、ちょっと待ってくれという話には今はなりません。ですから、職員の申し出があったときには町として快く受託をし、奥さんのお手伝いとか子どもの面倒を見るということを頑張ってくれというお話をさせていただいております。一方で、居なくなる、そこが欠けるところは大変な苦勞をかけることになろうかと思うのですけれども、そういったところも含めて、みんなでカバーするのが組織であると思っておりますので、今後も男性職員と女性職員も含めてとなるかもしれないのですけれども、積極的に育児休業が取れるように推奨してまいりたいと思っております。また、町以外の町内の関係、法人であったり団体であったり、そういったところへの働きかけも、先ほど申しましたように、もともとの法律が違ってある法人については人がいなくなることで大変苦勞されるようなところもあるかと思います。そういったところも配慮しながら、さまざまな情報を今後提供する機会があった場合には提供してまいりたいと考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 最後に今回質問させていただいたのは本町の出生数の減少傾向ということで、これにつきましては町民の皆さんと情報を共有して、町が打ち出す対策について関心と理解を深めることが必要ではないかという観点から質問をさせていただいたわけです。特に私が出身でございます東藻琴地区の現況につきましては、ここ3年間の出生数につきましてはですね、かなり厳しい状況となっております。この厳しい状況につきましては東藻琴地区だけじゃなくて、これは大空町全体にも影響してくる、将来的には影響してくることはないかなというふうに思うわけでございますが、東藻琴地区せつかく整備された認定こども園の運営、それからさらには小学校、中学校の学級維持など将来的な課題が発生してくる心配があります。やはり早目早目の対策が必要であるというふうに考えております。まもなく来年度に向けての予算編成時期を迎えます。職員各位が我が町の現状を再認識していただき、知恵と工夫を出し合って持続可能な地域社会に向けた政策、立案に尽力していただければということを期待して質問を結びたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ここ3年間の出生数が減ってきているその要因は明確にはわかりませんけれども、やはりコロナというものが大きな影を落とした

のかなと私はその様に推察しております。コロナが明けて、じゃあこれからどんどん出生数が上がっていくのかというと、なかなかそうとも言いきれないのかなという思いも持っているところでございます。出生数の減少という危機感、鈴木議員と同様に私も持っておりまして、やはり1番は子育ての楽しさ、それを夫婦ともに理解し、子どもをつくっていただけるということが1番なのかなと思います。そういった気持ちになっていただけるような施策で、多子、2子目、3子目を応援できるような取り組みというものも、これから検討してまいりたいと思いますので、今後ともさまざまな面でご指導いただければと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

◇鈴木議員 終わります。

◇議長 これにて、鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかの議員の方と質問が重なることがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

今回の質問は、災害に強いまちづくりの取り組みについてでございます。

ことしは大正12年に発生した関東大震災から100年の節目を迎えます。この災害により被害を受けた住家は総計37万トン以上に上り、死者、行方不明者は約10万5,000人に及ぶなど、現在日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした、我が国の災害史において特筆すべき災害でございます。そのため発生期にある9月1日を現代においても防災の日として定め、災害を忘れることのない様に各地で防災に関するイベントや訓練なども行われております。

また、ことしの9月6日で関連災害死も含めて44人の尊い命を奪いました胆振東部地震が発生をしてから5年の節目も迎えます。この地震は北海道では初めての最大震度7以上を記録し、大規模な土砂災害や家屋の倒壊だけでなく、発電所の停止により、北海道全域に大規模な停電ブラックアウトを起こし、私たちの町も大変な影響を受けました。さらに、近年では、地球温暖化の影響等による台風や大雨、豪雪、危険な暑さなど、地震以外にも毎年のように全国各地で自然災害が多発しており、いつどこで大きな災害が発生するかわからない現状となっております。そのようなことから、地域住民の生命と財産を守るためにも、万が一の災害に備える必要があります。そのことから、私たち町の取り組みと防災に関する現状と設備において、小項目5点ほどお伺いさせていただきます。

まず一つ目は、これまで実施した防災訓練の内容と今後の考えについ

て。

二つ目は、災害に備えた備蓄備品、資機材等の現状について。

三つ目は、自主防災組織の設立状況と課題について。

四つ目は、以前の定例会で前町長に質問した経緯がありますが、防災士の育成について。

五つ目は、近隣市町との広域防災訓練の実施について。

以上で、最初の質問とさせていただきますので、町長よりお考えをお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、これまで実施した防災訓練の内容等につきまして、昨年、本年の訓練等の実施状況につきましては担当参事よりご答弁申し上げます。

次に、災害備蓄品や備品、資機材の現状についてであります。大空町では災害対応用資機材、避難所運営用品を備蓄して災害発生時に活用しております。過去の災害経験に基づいて備蓄品を準備しており、実際に使用した分や、新たな資機材を適宜補充して、在庫を確保するよう努めているところであります。

また、令和3年度には指定避難所である女満別B & G海洋センターの防災機能が拡充され、防災倉庫が新設され防災備品が一層充実いたしました。あらゆる災害に対応した災害対応用資機材、避難所運営事業費を確保している状況ではありませんが、災害発生時に備蓄が不足する場合には、北海道または大空町が民間事業者等と締結している災害時の物資供給等の協定を活用して、物資等を確保してまいります。課題は指定避難所単位の備蓄保管場所がないこと。大空町の被害想定と避難所ごとの備蓄数量の見通しを立てて計画的な備蓄を推進しなければなりません。現状においてはそこまでの対応に至っていない状況であります。

また、行政の備蓄とあわせて、家庭の備蓄につきましても推進しなければなりません。本年3月に防災マップを更新して全戸に配布いたしました。家庭の備蓄品や持ち出し品の情報を提供しておりますので、啓発活動を推進し、自助の観点からご家庭でのそれぞれ必要な備蓄について呼びかけて参ります。

次に、自主防災組織の設立状況についてであります。自主防災組織とは自治会など、地域住民が協力して自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感を持った自助の精神に基づき自主的に結成する組織です。現在、4自治会で自主防災組織が立ち上がっているところであります。課題としまして、将来高齢化や人口減少による地域コミュニティの衰退が深刻になり、自治会活動自体が困難な状況を迎え、自主防災組織も自治会と一体にあるため同様な状況に陥ることが懸念されているところであります。

次に、防災士の育成についてであります。防災士とは自助、共助、共

同を原則として地域の防災力を高めるため、防災や災害時の対応知識や技能を取得された方を認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証しています。阪神淡路大震災の教訓を踏まえて予測不可能な被害に対し、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人材を育てようと防災士制度が始まりました。現在、日本全国で26万2,166名、そのうち北海道は5,137名の防災士が認証されています。防災士になるためには防災士養成研修講座を受講し、防災士資格取得試験を受験して合格した後、救急救命講習などの講習を受けて認証となるもので、大空町では現在7名の方が認証を受けています。

最後に近隣市町との広域防災訓練の実施についてであります。現在東オホーツク定住自立圏1市4町これは網走、斜里、清里、小清水、大空でございます。それと、美幌地方自衛隊協力会の2市8町、美幌駐屯地と網走、北見、そして近隣8町でございます。網走川ほか減災対策協議会、網走開発建設部、網走川流域の1市3町関係機関で広域の枠組みがありまして、他機関の防災担当者と関係構築というものは出来ているところであります。実際の災害時におきまして、その関係を生かし情報共有、相互協力関係については出来ている状況にあります。ただし、広域的な防災訓練については調整すべき事項が多岐にわたり現状のところ実現に至っていません。

以上、上地議員からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 稲川総務課参事。

◇総務課参事 私からは防災訓練の内容について、昨年、今年度の状況についてご説明申し上げます。

令和4年度につきましては、令和4年12月3日に防災訓練を実施いたしました。コロナ禍である事を踏まえて、感染症対策を意識した避難所開設運営、シナリオに沿って災害対策本部や関係機関との連携を確認する訓練を実施いたしました。女満別、東藻琴両地区同時で実施し、大空町、大空消防署、消防団、国、陸上自衛隊101特科大隊当時そういう名称でございましたが、網走開発建設部、網走地方気象台、北海道オホーツク総合振興局、北海道電力ネットワーク株式会社、他防災資機材取扱事業者などのご協力により、総勢105名が訓練に関わりました。令和4年12月15日には、教育委員会と連携し、女満別中学校の全校生徒、教師を対象に1日防災学校を実施いたしました。町の防災に関する情報提供や段ボールベッドの組み立て体験、防災資機材展示、非常食、避難ルーム、避難所用トイレ、発電機照明、充電器などの展示を行いました。

令和5年度においては、出前講座の新メニューとして日々の暮らしに根差した防災を用意しまして、自治会の依頼を受けて防災マップの見方等を説明させていただいております。現時点でひとつ、1自治会で実施しております。令和5年6月13日には、教育委員会と連携し、東藻琴

小学校の全校児童、教師を対象にした1日防災学校を実施いたしました。小学1、2年生には防災かるた遊び、3、4年生には段ボールベッドの組み立て体験、5、6年生には防災マップの見方やマイタイムラインといったような学習を通して防災に対する知識を身につけていただく内容でございます。

本年度についても、防災訓練については現在、災害発生シナリオ、災害対策本部、避難所開設等の訓練内容の検討調整を関係機関と共に進めておるところでございます。昨年同様、陸上自衛隊第6即応機動連隊を初め、国、北海道などとの連携や新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、地域とのかかわりを改めて意識して実施したいと考えております。訓練についての時期や内容等が決まりましたら改めてご案内いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

防災訓練の内容についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。1点目の防災訓練についてお伺いしたいと思います。

実際に担当の参事からご説明いただきましたが、防災訓練の内容等も説明いただいて町長よりご答弁をいただいて、その中で一応簡単に言うと、今年度はまだ防災訓練の内容、また実施時期は未定と決まり次第ご案内もいただけるということでした。また過去の訓練の内容についても101特科大隊、第6即応機動連隊に変わっていますが、またはそういう関係する民間団体等を招いて訓練を行ってきた経緯もありますし、あと感染対策、コロナ等の避難所の運営とか設営、そちらも対策としてやられたと。後、子どもたちに対しても防災学校ということを両地区で行われたと。そのことに対して敬意を表したいと思います。

今後、私としてはやはり冬季の訓練等もしっかり検討していただきたいなど。実際に昨年の12月に北見市で武道館を利用して冬季の避難所の設営とか運営とか訓練を行っております。また、今年の1月北見にある日赤、北海道の看護大学において大学の構内または敷地等を利用し、自治体の職員の方も来られたそうですが演習等行っております。

また、最近では熱中症アラードの危険な暑さもあるという中で、やはり暑さ対策なども含めて町独自の訓練などもしっかり検討していただきたいと思っておりますし、または、感染対策の関係でなかなか大人数実施できなかった経緯もあるのですが、やはりできる限り地域の方が参加できる、また、民間の業者さんだけではなくボランティア各位も協力をしていただく、そのような体制もつくっていただきたいと思っておりますが、このことについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員から、冬季の訓練やこの暑い時期での訓練をしてはどうかというお話をいただいたところであります。やはり訓練というのは、起こりうる災害を想定して訓練をするというのが1番効果のある訓練であるなと私は思っておりまして、起こりうる災害がいつ起こるかというのはわかりませんので、冬季に行う、あるいは暑い真夏の時期に訓練を行う、そういったことも必要であろうかと思う一方で、余りにも暑い時に町民の皆さんに参加していただいて、熱中症等そういったことも配慮しなければなりませんので、そういったことがどういう形でできるのかということについては、今後検討して実施に向けて検討していかなければならないことかなと思っているところであります。

また、できる限り地域の方に参加していただくということで、これについて私もそのように思っております。先ほど自治会もだんだんだんだん人が少なくなってくるというお話をさせていただきましたけども、そういったときに単一自治会だけではなく複数の自治体にまとまって訓練に参加していただくとか、そういった取り組みも今後考えていかなければならないのかなと思っているところであります。いずれといたしましても毎年同じような訓練をしていても、参加される方もまた同じかということになってしまいますので、いろんな試行を変えて、ただし、やはり現に大空町で発生するというそういう厳しい危機意識を持ちうるような災害を想定した訓練をこれからも行っていきたいと、その様に考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。1点目についてはこれで終了したいと思えます。

2点目について再度お伺いしたいと思います。2点目なのですが、防災資機材備蓄等について現状についてご説明をいただきました。なにか有事があった場合、大規模な災害があった場合、北海道にあとは民間等々との協定に基づいて備蓄品などを使用するということもお伺いしました。課題として保管場所が少ないということで心配する課題もお聞かせをいただきました。その中で改めてお聞きをしたいのですが、防災資機材の中においてしっかり職員の方が行事やイベントで使っているのはわかるのですが、やはりいざという時にしっかり使えるように職員の方が使ったりとか、点検、訓練なども大事ではないかなと、あと時間があるとき一部の訓練の時にですが、職員が携わっているのはわかるのですが、実際災害時に各自で使える人がいない、高齢化も進んでいますから、そういう時誰を頼るかと言ったら行政職員の方なのですね、そのような観点からもやはり防災資機材の点検イコール訓練というふうに考えていただきたいと思いますし、あとは先月熱中症アラートが出て美幌町とかクーリングシェルターとか、確かにエアコン等無い家庭もありますし危機的暑さ実際に亡くなられた方もいると、その中で移動式エアコ

ンとかも今後検討していただけないかと。これはハードの整備と違って移動式なので平常時も使える。そしてうちの指定避難場17カ所、そして福祉避難箇所2カ所あるのですけれども、体育館とか屋内一定の規模のところが多い、やはりそういうところで暑い中避難した際二次災害の恐れもあるとそういうこともありますし、実際、導入したところ見ますと和泉市が計15台だと思うのですが、電源の改修は3個だったと思うのですが、B & G財団の防災拠点助成を使って整備を行っております。金額は1,900万円程度だったと思うのですが、実際に今後、今年だけで終わればいいのですけれども、今後暑さに向けてもしっかり防災資機材も検討していかなければいけないと思います。

あとは子育ての支援の観点から液体ミルク等検討していただきたい。これは消費期限が短いので粉ミルクでいいのではないかなと言う方もあるのですが、粉ミルクの場合、やったことがあるのでわかるのですけれども熱湯で滅菌して、人肌程度まで冷ますと大変手間もかかる。消費期限の問題はありますが、消費期限が切れそうになった時にはそれこそ子育て支援でそういう乳幼児のいる方に配布することで防災意識の醸成にもつながるのではないかと。2020年度に江崎グリコがアンケート調査を行った際に、約9割の方が知っていて4割以上の方が使っていると。現在、まだ使っている方が多いかなと。そのようなものも検討していただきたいと思うのですが、そのことについて合わせて町長よりお考えがあれば伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 防災資機材の使用ということで、いざ使用するときはどう動かしたらいいのか分からないというようなことがあってはならない。発電機にしてもそうかと思います。過去、これは防災対策という観点ではなかったのかどうかあれですけれども、チェンソーの使う講習会というものを職員向けにやったことがございます。そういったこともありますので、防災資機材の動かし方、そういったものも職員研修の一環として取り組んでいくということもできるかなと思いますので、それについてはこれから検討してまいりたいと思います。

次に暑さ対策でございます。ことし熱中症アラートが出たときに近隣では網走市や美幌町が公共施設を開放してクーリングシェルターと言いましょるか、クーリングスポットを町民に提供したと記事が出ておりました。大空町でなかなかエアコンを設置している施設というのがなくて、これから今、大空町役場庁舎、本庁舎ですね来年にかけてエアコンを設置したときに、例えば1階1号会議室を町民の方に開放するだとかそういったことは今後できるかなと思いますけれども、ただ、やはりこれから暑い時期というのは毎年起こるのだらうなと思いますので、全ての公共施設にエアコン設置というのはできないにしても、町民の方が避難されることが想定されるような施設、そういったものをピックアップして

計画的にエアコンを整備というものも考えていかなければならないかなというふうに考えています。また、議員の方からお話のありました移動式のエアコン、スポットクーラーでしょうか、そういった物もこれもやはり全ての公共施設に整備出来るわけでもございませんし、ただ、住民の方が避難されたときにそのスポットクーラーが1台では足りなくて数台置いて、そこで涼を取ってといただくと言うことも考えられるかと思えますし、また、災害時だけではなくて通常するときにも、暑いときにそれを回して快適にさまざまな活動していただくということにも使えるかと思えますので、この移動式エアコンこれは災害で電気が通らなくなった時にも発電機等でそれについては使えるかなと思えますので、移動式エアコンを両地区に整備をすることを検討していきたいなと思っております。

また、乳幼児用の液体ミルクでございます。過去大空町では粉ミルクを備品として装備していたことがございました。ただ、粉ミルクの使用期限が半年ぐらいということで結構短くて、現状今の大空町の備蓄の中に粉ミルクというのが入っておりません。ただ、当時粉ミルクがあったときに、粉ミルクを購入できる商店、お店屋さんが町内には無かったということがありました。現在、粉ミルクを売っている商店が存在する様になってきましたけれども、ただ町としてもやはり多少の物は用意しておかなければならないということがありますので、ただそれが議員おっしゃられるように液体ミルクがいいのか、粉ミルクがいいのかということを含めて検討して参りたいとそのように思っております。いずれといたしましても、備蓄用の資機材は別として、食料品等は必ずどれも期限がございます。その期限を迎える前にさまざまな防災訓練等の活動の中で、それを提供して新しい備蓄の食料を買うローリングストックをきちんと行いながら、適正に備蓄というものを準備していきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 午後00時03分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いで結構です。

◇議 長 日程第5、9番、上地史隆議員の一般質問を続けます。
9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。午前中に引き続き再質問させていただきたいと

思います。

3点目の自主防災組織についてであります。町長より現状と課題等説明をいただきました。実際高齢化が進んでいる私たちの町で約36%と4割の方が高齢者になりつつあるという現状の中、また、自治会によっては人数が少ないところもあると。その様に変な中、自主防災組織を設立するのは変な課題なのかなと思っておりますが、その中でも提案としてでございますが、防災については自治会が合併しなくとも複数の自治会で協力して自主防災組織を作る、またそれに対して先ほど課題でも出たように、備蓄と備品とか資機材の保管場所の問題もありましたので地区によって分けるとか、そしたら保管場所等についてもそのように課題を解決することができるのではないかと思っております。

また、実際に自主防災組織、複数の自治会にわたって行うという事はどうしても災害が起きた場合に要配慮者、障害をお持ちの方とか高齢、妊婦とか児童とかそういう方が1番の災害に遭うリスクが、うちの町は避難行動要支援者等についても町の情報はある程度把握されているということはお承知でございますが、やはり実際にそういう周り近所を知っている方が集って訓練を行う、そこに行政が支援を行っていくそのような取り組みが今後必要ではないかと思っておりますが、そのことについてどのようにお考えか改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からご提案のありました隣接する自治会同士で自主防災組織を設立する、これはすごく有効な手段になり得るのかなと思っております。単一自治会でなければ自主防災組織が設立できないというものでも私は何かないような気がしております。ただ、そういったものが単一でなければだめだということであれば別なのでしょうけども、複数自治会が共同して自主防災組織を設立する、そして備蓄はどこか1カ所にみんなの分というか、必要な分を保管して適宜それを融通し合うというのは考えられることだと思っておりますので、そういったものを今後ちょっと検討課題として検討の中に入れていきたいと思っております。なかなか自主防災組織平成27年に初めて東藻琴地区で防災組織ができてから、平成3年の女満別地区で防災組織ができて、合計でまだ4自治会の防災組織でしかありません。なかなか増えていくということにもなっていないものですから、そういった複数での共同設立ということも踏まえながら、今後、各自治会等に対して働きかけをしてまいりたいと思っております。

また、それぞれの自治会ごとに要配慮者の名簿等が配付されているのではないかなと思っております。そういった要配慮者に配慮した避難活動、防災訓練を各自治会等が取り組んでいただく中に、町の防災そして職員も地域担当職員だとかですねそういった方も含めて一緒になって活動するというのは、なかなかおもしろい取り組みだなと思っておりますのでそういっ

たことも含めて全体の災害訓練も防災訓練もそうなのですが、個別具体的な訓練、さまざまな訓練のあり方を考えていく必要があるのかなと思っております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。3点目については、全体だけではなく地区ごとの防災訓練なども含めて検討していただけるということでありましたので、3点目については質問を終わりたいと思います。

4点目の防災士の育成についてお伺いしたいと思います。

実際、防災士大空町に7名いるということのご説明でお伺いしました。日本全体で26万、北海道では5,100の数字もお聞かせいただきました。その中で実際今回お聞きしたのは、石川県に視察に行ったときに、ここが特に防災士の育成に力を入れて助成とかも行っているというところでございます。防災士ってなんぞやと思えば、そこを明確に自主防災組織リーダーということで定義しておりました。この資格、防災研修センター防災士の研修センターで講習費用とか確認したのですが、講習費用約5万円に消費税で6万近く掛かると。実際北海道でどれぐらいの町が助成をしているか調べると、古い数字ではございますが、北海道17市町村でオホーツク管内紋別市が助成をしておりました。内容としては2分の1上限10万だったと思うのですが、そのように防災に必要な資格を助成しているというものでございます。私たちの町、北海道の防災マスターは北海道の事業を通じて私も講習を受けて持っておりますが、防災マスターの活用ができていないのではないかなと、実際に出前講座に行くわけでもない、訓練に参加するわけもなく、はっきり言えばペーパードライバーに近いところがあるのかなと、語弊はあるかもしれませんが、そのような有資格者もいるのでしっかり活用する方策も考えていかなければいけないと思いますが、このことについてとどの様にお考えか改めてお聞かせをください。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 さまざまな防災訓練につきましては、今後、時期なども含めて実りある防災訓練となる様に進めてまいりたいと思います。

次に防災士の関係でございます。大空町に7名いるということで、防災士を受けるための費用、上地議員おっしゃる通り約6万、6万4・5千円位、受講から登録料等含めてそれ位掛かりまして、さらに恐らく防災士の研修は道内であれば札幌であるとか、大きな都市でしかそういった資格を取る研修会というのが開かれていないのかなと思います。そういった交通費、宿泊含めると、やはり10万近くの金額というのが必要になっているのかなと思っております、先ほどオホーツク管内では、私どもの調べでも紋別市のみが補助制度を設けているようでございます。

議員おっしゃったように防災士の役割は、各自主防災組織でのリーダーになる、当然自助、公助、共助ある中で公助が防災活動に参加できるというのには時間がかかるかなと思います。やはりまずは自ら避難をし、そして地域、共助の部分でやはりその災害からその地域の方々を守る、救い出すという活動が必要になっているかと思いますが、そういった防災士という資格を持っている方の育成に支援をしていくということは、今後検討してもいいのかなと考えているところであります。

また、防災マスターでございます。大空町内にも防災マスターの講習を受けて資格を持っていた方がいらっしゃいます。定かではないのですが、過去の防災訓練において防災マスターをお持ちの方にもご案内をかけたとの話は聞いたことはあるのですが、実際に例えば町内に防災士がいて、防災マスターがいて、その方達をうちの訓練の中でどう関わっていただけるかというところが、なかなか明確にわかっていない部分もあるかと思っております。そういったことで先進的自治体のその防災訓練の中に、防災士や地域防災マスター等とも参画いただいて、訓練を行っているような自治体があれば、そういったところの取り組みを参考にして取り組みを進めて行きたいと思っております。ペーパードライバーではないですけども、やはり日ごろ年に何回か訓練をしないとやはり忘れてしまったり、そういった意識をさらに維持し続けるということにも、やはり訓練を行うと事につながって行くと思いますので、そういった取り組み方法をちょっと考えていきたいなと思っております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 ぜひ防災士などを含めて必要な資格等については、今後も助成を検討していただきたいし、あと防災マスター等についても一応訓練とかに一応声がかかることはあるのですが、実際に何をするかという明確なものもないので、一時整理された方が今後のためにいいのかなと思いますので、ぜひ先進事例を見ながら調整をしていただければと思います。4 点目については終わりたいと思います。

5 点目の最後、広域の防災訓練。各市町村とも大規模な災害が発生した場合、または複合災害と言って何カ所も災害が起きる場合もあります。そのようなことからやはり広域の取り組みが必要だろうと思いますし、また説明の中でも水害、網走川と言うのが 1 番課題だと思いますが、実際に網走川流域の市町村、また広域の近隣市町村とも関係をしっかりと担当者間で情報の共有、連絡調整なども行っているとお聞かせをいただきました。ですが、やはり、もう少し調整が難しいという課題はありますが、近隣の市町村を初め、各関係団体と訓練等もしっかり考えていかなければいけないのではないかなと、地域防災計画に広域の応援計画、これが多分大規模な災害が発生したときに各市町村との連携役割等も書いていると思うのですが、平時でも事情の共有ということはあるのです

が、ですがしっかりとこの中で網走地区消防組合と町の自主責任のことも書いてあったのですが、実際に大きな災害があった場合、北海道の消防、広域消防の総合協定の関係で応援をいただくということも書いてありますが、やはり消防、消防団もそうですけれど、定期的な演習とか招待訓練、ポンプ操法とかそういうものにも参加をしているのですが、やはりお互いの町を知るという事も大事だなと思いますし、せめて始められるとしたら、そういう消防団とかそういうところももう少し具体的に訓練、または地域の方も何度も言うように入れて、逆に大空から網走に行く、または網走から大空に来るとか、少しずつできることはあると思うので、調整が難しくても今後検討していただきたいと思います、このことについて何かお考え等ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 防災士、防災マスター、そういった資格だとか研修を受けた方々が、1番は災害が無いことが1番なのですけれども、災害が発生したときにそれぞれ学んだことをきちんと地域の中で生かす事が出来るような、そういったことに向けて町の防災訓練という事もこれから取り組んでいきたいと思っております。近隣の市、町との訓練、議員のおっしゃった通り考える必要があるのだらうと思います。ただ、やはり、この地域災害が大きな災害が発生したときには、それぞれの町も災害が起きていて、まずは自分の町、市の災害に対処するのが第1優先になろうかと思っております。ただ、そこが終わったときにまだ災害の復旧が進んでいないところを応援するということでは、やはり広域での防災というのは必要かなと思っておりますので、大空町、防災センターが再来年完成する形になろうかと思っております。そこには水防に係る資機材等も配備されることになりますので、そこを使って開発含め近隣、網走川流域の町、そういったところと共同して訓練ができないかというところを是非検討してまいりたいと思っておりますので、今後ともそういった意味でご指導いただければなと思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長よりお考えお聞かせをいただきました。実際に河川防災ステーション再来年に開設をされると、それを活用して水防の資機材など利用しながら流域の市町村とも連携して取り組んでみたいというお考えを聞かせていただきましたので、それについてはぜひ進めていただきたいと思います。

また、これは質問でないので答えなくて結構ですが、実際に庁舎の大規模改修も終わって今後進んでネット環境W i F iとかも含めて、いろいろ進んでく中で今回質問にはしなかったのですが、防災D Xにも取り

組んでいかなければいけなくなってくるのかなと、また段々とそういう課題もありますのでしっかりと地域住民の生命、財産を守るためにも、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

◇町長 先日新聞で、小清水町がデジタル田園都市国家構想の交付金を活用して防災に係る整備をすると新聞に出ていました。おそらく今、議員がおっしゃられた防災DXに絡むような取り組みなのかなというふうに思っております。大空町の行政としても、地域DX等取り組んで行かなければならないのかなと思っておりますので、そこに防災DXという観点も含めながら、今後検討して、町民の安心安全、そして生命と財産を守るということを1番に考えて取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇上地議員 一般質問を終わります。

◇議長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、8番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 令和5年第3回定例町議会において、通告により一般質問をさせていただきます。同僚議員と重複する部分がありましたらご容赦賜りたいと思います。

最初に国、道から土地、建物等払い下げの実態についてお尋ねします。

国、道から用途廃止に伴い土地、建物等払い下げを受けていると思いますが、現状と今後について経過を含めてお聞かせ下さい。特に町内での町、北海道、国の職員住宅等があり、空き家または払い下げとなった後の管理、有効活用について検討されているかどうか町長、教育長の考えをお聞かせください。

2項目目、温暖化や物価高騰などによる住民生活、経済への影響についてお尋ねします。

住民生活、農林水産業、商工業それぞれの現状と対策についてお聞かせください。住民生活においては、今までなんとか耐え忍んで来た方もこれだけ高温が続くと住宅環境にもよると思いますが、熱中症等で体調を崩される方もいるとお聞きいたします。特に生活困窮者で高齢者、障害者の方々の健康が危惧されるところでございます。農業、漁業においてはここ数年、春の雪解けに始まり、従来北海道では採れない魚類、農作物においては本州でしか栽培できなかった作物が栽培できるようになってきており、今まで寒冷地向きとされていた作物等が温暖化による影響で変形や腐敗等で栽培出来なくなるのではないかと危惧しているところでございます。また、湖はアオコ等の発生により汽水湖としての塩分バランス等影響が出ていると思われまじし、商工業につきましては物価

高、原材料の高騰により、買い控えるなどの影響が懸念されます。大空町として、将来に向けてどういう事を対応すべきなのか、現状と課題、今後についてお知らせください。

以上、1回目の質問とします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 三條議員からの一般質問にご答弁いたします。

まず、国、道からの土地、建物等の払い下げの実態についてであります。大空町となりまして、国や北海道から払い下げを受けたものにつきましては、事業の括りで申し上げますと30件、30事業と申し上げたほうがよろしいかもしれませんが30件ほどございます。土地につきましては、道路や公共施設の整備などに伴いまして、必要となる用地の譲与を受けたのであります。また、用途の廃止などにより建物の払下げを受けているものは、旧女満別高校に係る物件以外はございません。財産の取得につきましては、大空町公有財産取得処分等検討委員会に計るなどして検討するほか、内容により議会に協議をさせていただき進めております。取得した財産につきましては、行政サービスの履行はもとより、安全性や環境保全といったことなどを念頭に、適切な管理に努めているところであります。また、大空町の所有ではない国などが所有する物件で使用されていないもの等につきましては、詳細を把握している状況にはございません。今後空き家となっている物件につきましては、有効に活用できるものがありましたら、払い下げを要望することなどについては考えられなくもありませんが、現時点ではその様な考えに至っていないというところでございます。

次に、温暖化や物価高騰による住民生活、経済への影響についてご答弁いたします。

まず初めに住民生活への影響についてであります。令和5年5月1日から9月1日までの期間、約124日間のアメダス女満別地点のデータでは、30度以上の日が27日あり、熱中症警戒アラートが4回発令されるなど非常に暑い夏となりました。同じ期間において、大空町町内で熱中症により救急搬送された人数は11名、そのうち高齢者で自宅内にいた方は3名いらっしゃいました。町の地域包括支援センターでは、高齢者の方がご自分で病院に受診されたという方も2名ほど把握しております。高齢者や障害者の方々の把握状況は地域包括支援センター、ケアマネジャーやホームヘルパー、社会福祉協議会の見守り支援員などにより、特に暑さによる体調変化の確認やご自宅の換気や温度管理などについて声かけを行っています。経済的な支援策の一つとして、国の交付金を活用した電気、ガス食料品等価格高騰重点支援事業を実施いたしました。エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を支給する事業で対象となる750世帯にご案内を発送し、8月末までの状況では78%に当たる587世帯に支

給しているところであります。

最後に農水産業、商工業に対する現状と課題についてであります。

まず、農業分野についてであります。道内での被害として、トマトで着果不良で結実せずに収量が落ち込む見込みであるとか、ブロッコリーも腐ってしまって商品にならなくて収量が減るなど、さまざまな産地で影響が出ているとのことですが、本町においても恐らく同様の状況にあるとの話は聞こえている所ではありますが、正式な報告というものは両農協からは上がってきておりません。北海道総合研究所の研究報告として、地球温暖化による北海道農業に与える影響を推測しており、2030年代の主要農産物の生育、収量、品質の予測によりますと、米は気温上昇により収量はやや増加、食味向上となっておりますが、大豆、小豆は品質低下、秋播き小麦は収量品質共に低下、馬鈴薯も品質、澱粉含量の低下、てん菜は収量増加でも糖分低下するとの見込みがなされております。その対策として、高温でも収量や品質が低下しない品種の開発や、播種、定植、収穫時期の変更、基盤整備として農地の排水機能の強化などが示されているところでもあります。町の主要な作物である、小麦、馬鈴薯、てん菜、豆類につきましては、近年の作況は平年並みに推移しておりますが、今後、温暖化の影響も懸念されます。物価高騰対策として昨年度は肥料、飼料の助成を行いました。今後とも関係機関と連携しながら最新の情勢を把握していかなければならないと考えています。

次に、水産分野についてであります。町では温暖化という事に関係なく従来から網走湖の環境改善に対する取り組みとして水産振興対策事業網走市西網走漁業協同組合と連携して取り組んでおります。具体的には網走湖で平成17年の結氷期に無酸素層が3メートルまで上昇したことに伴い大和シジミが大量に変死したことを受け北海道開発局では、冬季の海水流入を抑制する試験を行い、平成26年に大曲可動堰を完成させ運用している一方で、堰の運用により塩水の流入量の変化によるシジミの再生産の影響と、網走湖でのシジミの発生メカニズムと生き残りについて調査を行い、湖の環境変化に対応するため、シジミ狩猟の大規模生産技術確立のための試験を行っております。まだワカサギ及び白魚の漁獲量は年変動が大きい中で近年では減少傾向となっており、安定した漁獲量を確保するために調査を実施し、ワカサギ、白魚の漁獲及びワカサギ採卵の安定供給を目指しています。近年鯉や川鵜の増加など網走湖の優良生物に対する外敵の影響が考えられるようになり、詳細な調査を行うとともに、各対策を検討しています。今後とも関係機関と連携し、網走湖の水産におけるさまざまな要因に対して適宜調査対策を実施し、安定的な水産資源確保に努めています。

商工業組合につきましては、買い控え等に対する影響による商工業者及び消費者に対しての大空町独自の景気動向調査については実施しておりませんが、帝国データバンクにおける2023年6月の全国の景気動向調査では、原材料価格やエネルギー価格の高騰、食料などの値上げ

による買い控えなどにより悪化した一方で、北海道では5カ月連続で改善をしており、道東エリアにおいては2カ月ぶりに回復をしているとのことであります。今後もさまざまな要因による景気動向に注視し、場合によっては必要な支援をするよう検討して参りたいと考えております。いずれの分野につきましても温暖化、物価高騰は地球規模、全世界規模の課題であり、本町だけで解決できるものではありません。国、北海道を初めとする関係機関と連携を密にしながら、情勢の把握、状況の分析をしっかりとっていくことが大切であるとその様に考えております。

以上、私からの1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいま三條議員からご質問のありました国、道からの土地、建物等払い下げの実態等について、教育委員会が所管する施設に関しましてご答弁申し上げます。

現在、教育委員会所管の施設といたしましては、令和3年4月1日付けで北海道から譲与を受けた旧女満別高等学校の校舎及び教員住宅、並びに当該施設用地が該当しております。これは同日付けで道立の女満別高等学校が町立大空高等学校に移管されたことによるもので、家屋としては女満別キャンパスの校舎、鉄筋コンクリート造3階建て1棟4,081.31平方メートルのほか付属屋として物置が4棟、また、教員住宅につきましても6棟17戸の譲与があり、内訳としましては昭和地区に鉄筋コンクリート造2階建て1棟4戸316.09平方メートル、コンクリートブロック造2階建て3棟10戸725.54平方メートル、コンクリートブロック造平屋建て1棟1戸84.96平方メートル、市街地に鉄筋コンクリート造1棟2戸144.06平方メートルとなっております。土地につきましては校舎及びグラウンド等の学校用地が一筆5万5,828平方メートル、教員住宅用地が4筆で5,520.9平方メートルとなっております。

現在の施設の利用状況について申し上げます。校舎は毎週金曜日に1年生の授業を行っている他、学校施設開放事業として柔剣道場、体育館、グラウンドなどを町民の方にご利用いただいております。また、施設の管理につきましては公務補を配置し対応しているところです。教員住宅につきましては、譲与を受けた時から全17戸中2戸につきましては修繕が必要なことから、現在は入居を制限しておりますが、12戸が入居中となっております。また、公立学校職員であれば小学校、中学校、女満別地区、東藻琴地区を問わず入居が可能となっております。

また、空き家となった住宅の管理、あるいは有効活用の検討についてであります。教職員住宅は毎年度人事異動により入居希望者が増減することや大きな修繕が必要な場合には、未入居の間に実施しなければならないことから、ある程度の余裕のある住宅数を確保しておくことが必要となります。譲与を受けた住宅は平成12年から14年に建築された

比較的新しい建物が多く、要望の多い物件でありますことから、当面は教員住宅として活用していきたいと考えております。未入居時の管理につきましては入退去時に確認を行っているほか、職員による草刈りを実施しているところです。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 国、道からの土地、建物等の払い下げの実態について2回目の質問をさせていただきたいと思います。

国から建物の払い下げの実態がないということはそれを了といたします。大空町公共施設等総合管理計画、実施計画を確認させていただくと、教員住宅は継続という部分が多くなっておりますし、これは計画的な部分については見直しをすればいいことだと思いますけれども、特に校舎のほうはわかりました。職員住宅の部分については17戸のうち12戸が利用しているということで、ちょっと安堵しました。ガラッと空いたままなのかなと思っていましたので。ただ、空いて新しく教員の方に入って頂いで、今既存の教員住宅はどうなっているのでしょうか、空いているのでしょうか、それとも町外から新しい方が増えて入居されているのが、その実態を教えてくださいなと思います。私が危惧したのは公的な施設、住宅もそうなのですが、用途指定が付いている故にその目的以外に使わないで、10年間何も使わないで朽ち果てて行くのを黙って見ているというのは困るなというふうに思ったものですからこのような質問をさせていただきました。それで、ちょっと細かい部分ですが分かる範囲で教えて下さい。それから、もし余裕があるのであれば、用途指定はあるのですけれども、公営住宅等に入居できないとか、金額が高過ぎて民間に入れなだとか、そういう方も多々いるので、法的な制約があるのはわかるのですけれども、法的になんとかクリアして、例えば移住希望されている方ですとか、公営住宅にどうしても入居できない等含めたそういう方の対策に、先程なんか町長が答弁されたと思うのですけれども、ちょっとした工夫でその住宅を活用することはできないのか、どうかも含めて検討していただければありがたいなと思うのですけれども。

2回目は以上の部分についてお答えいただければと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 ただいまの三條議員のご質問にお答えいたします。令和5年度の教員住宅、女満別地区ですけれども全部で31戸ございまして、入居は26戸ということで空き室は5部屋となっております。東藻琴地区であります、東藻琴地区は23戸教員住宅ございまして、入居は19戸ということで空き室は4戸となっております。先ほども話し

たとおり、用途変更につきましては、現状では不用な余剰とする教員住宅は無いと認識しております。今後は町内の児童生徒が減少し、教職員も減少することが想定できますが、一方で学校のコーディネーターや公設塾のスタッフ、ハウスマスター、教育に関する職員が増えております。こうした教育関係職員に入居してもらうなど、教育委員会として施設の有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からは、教員住宅を用途廃止して他の目的で利用するというお話をいただきましたけれども、まずは今、町の方は古い公営住宅をある意味用途廃止をして外国人技能実習生の方に入ってもらい、そういったことをしている状況にございます。大空町にこられて恐らく公住に入れないという様な方は、所得の高い方は公住に入れませんけども、そういった方々は民間の住宅を借り、そういったことで対応されているのかなと思います。教員住宅の用途を廃止して安く入っていただくということは逆に、民業を圧迫してしまうという事もあるかと思いますが、その辺は慎重に考えていかなければならないかなとその様に考えます。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、今説明いただきました。教員住宅についてはお話しいただきましたとおり何戸か余裕が無いと困るのだなと思います。今、町長の方からご答弁いただいた様に、確かにそう簡単に用途廃止ということにならないと思いますけれども、いずれにしても既存の施設で空いている施設を有効に活用する、これは原則だと思います。教員住宅だろうと職員住宅だろうとこれは空いたまま5年も10年も使われないと言うふうな形のことは避けるべきだと思いますし、そういった使う見込みがない物件がこれから出てきたときには、そういったものによっては用途を変更して活用していくということにぜひ努めて行ってください。というふうに思います。どうしても使う見込みがない物件があれば逆に売り払いして、お金に換えて、今ある既存の施設の維持管理に充てるとか、そういうふうなことを考えていかなければ、出ていくだけで入ってくるのが無いのは困ると思います。その辺ぜひご検討いただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私も既存の公営住宅であるとか、昔職員住宅の古いのもございましたけれども、そういったところ使わないのであれば多目的で用

途を考える、それでも使い道がないのであれば、やはり壊して、先ほどの他の議員さんの質問でもありますけれども、そこを更地にして町として分譲を、定住促進団地等として分譲するというような考え方也可以るかと思しますので、そういった既存の建物や土地というものを有効に今後とも活用してまいりたいとその様に思います。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 それではですね、2 項目の温暖化や物価高騰による住民生活、経済への影響等について再質問させていただきます。

暑さ対策で市内に何ヵ所か溜まりを設けて暑さをしのげる場所をとという事で、先ほど同僚議員の方から質問されていますので省きたいと思します。

1 人暮らしの高齢者、当然その住宅生活環境を先ほどお話いただきましたけれども、どの程度見ていただいて把握されているのかわかりませんが、そういった住宅を見て対策を講じていないのであれば、是非同僚議員からもお話ありましたけれども、スポットクーラー等の設置について、これ補助がいいのか、もしくは町のほうで何台か所有して貸し出すのがいいのか、その辺検討していただければありがたいなと思しますけれども、公的な施設についてはそういった配置をする旨のお話もございましたけれども、私はスポットクーラーさえあるのがわからない高齢者がいっぱいいる、住環境もかなり厳しい住環境の方もたくさんおられる、そこを住宅の確認、環境確認させていただいて何かの応援が来ないか、寒さ対策で灯油の補助を出させていただいていると思しますけれども、暑さの部分で一番いいのはエアコン設置に対して補助するという事も可能だと思いますけれど、これ現実的な話では無いので、スポットクーラーであれば1台2、3万円も出せば水を使わないで部屋を冷やすというふうな物も出ておりますので、何が良いのか分かりませんが、そういう、そんなにお金を掛けなくて対応してあげられるものがあると聞いておりますのでご検討いただければありがたいなと。

大空町でも小学校、中学校のエアコン設置が進められておりますし、役場庁舎も将来に向けて設置の準備がなされているところです。一般家庭に置いても自分で経済的に設置できるけれども付けていないという方は別にして、特に高齢者、障害者の弱者の方の所について何か検討出来るのであれば、是非すぐにはならないとは思しますけれども検討いただければありがたい。

それから農業の事について再質問させていただきたいと思うのですが、けれども、農業においては先ほど町長からのお話がありましたけれども、東北では気温が高過ぎて稲の収穫がゼロです。それから青森ではリンゴに色が付かない、北海道ではキャベツが巻かないで7ヘクタールも廃棄したということなど影響が出ていることの新聞報道がされておりました。土地改良とか、機械等必要な部分については逐次整備をされているし支

援もされております。これからも継続されてくるだろうと思いますけれども、肝心なのはつくる作物が限られてくるのではないかなということだと思います。これは大きな課題になるかなというふうに思います。

まず、主要作物である畑作産品など大きなものは市町村でどうのこうので変えることができる物ではありませんが、そうではなく、大空町として何か特色のある物をここで試験的に栽培して、広げていくもの何かあるのではないかなと思うのですけれども、その辺せつかく大空町のメルヘン公園に温室２棟設置しておりますし、近くに圃場もございます。最初の建設をしたときの目的は、小さい小規模農家の皆さんの所得を上げるためにこういった作物を栽培して行くことが、経営を継続することができるかという様なことも含めて、当初はそんなことも検討していた気がするのですけれども、簡単に結果出ないかもしれませんが近くに東京農大もございますので、そういった今私たちが知らない作物、世界中に沢山あるのですね、栽培されている作物というのが。是非この地域にあって、国、道だけに頼らない、町としてできること小さい部分でもいいのですけれども、そういったことも導入して試験的に栽培して、広げて行くというようなことをこれからぜひ検討していただけないかなと思います。ちなみに夕張にちょっとお邪魔したときに、あそこは再建団体という厳しい経験もされている市でございますけれども、夕張市というメロンの産地です。技術を受ける取り扱いがあるということの説明を受けてきました。そういったことで、何が良いのか分かりませんが、是非小規模農家でもこれから生き残っていけるように含めて、ぜひ大空町から発信、試験もやり、また発信もして行ってほしいなと思います。高温傾向はこれから先もまだ延々と続くというふうに言われます。それだけに町とＪＡの経済団体と連携をして、先の先を見越した取り組みを行わなければならないと思いますので、難しい課題でありますけれども、松川町長にお考え方をお聞かせ願えればと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず住民生活の部分でございまして、冬期に福祉灯油という政策はこれまでも行ってきました。積雪寒冷地であるから冬の灯油代そういったものにお金がかかるから、そこを支援しましょうという、やはり北海道ですので冬に着目した支援策というのがこれまで主体的な考え方であったのかなと思います。しかしながら近年このように暑いとやはり暑さで健康を害してしまう、ひょっとしたら命を亡くしてしてしまうということを考えたときに、やはりスポットクーラー、冷風機なのかもしれないしくはエアコンを整備するのかというのがこの積雪寒冷地の大空町でも必要な時代になってきているのかなと、そのようにも思っております。そういった中で支援策ということでございますけれども、やはりこれからこのスポットクーラー稼働式の移動できるそういうクーラーを各家庭で備える時の助成、あるいは可動式じゃなくて、きちんとしたエアコンを

整備することに伴う助成、そういった支援策というのをこれちょっと考えていかなければならないかなと感じているところでございます。今この場でそれを行いますという話にはなりませんけども、町の財政やそういったものも勘案しながら、令和6年度以降の予算の中でこのことも含めて考えてまいりたいと思います。

そして、農業についてでございます。北海道このオホーツク地域、寒冷作物と言われているてん菜、麦そして馬鈴薯という3品を主要な作物として作ってきました。その中で女満別地区の方は昔から水稻が作られております。近年は本当に野菜、タマネギはもちろん両地区で作られているのですが、葉物のレタスであったり、先ほども申し上げましたブロッコリーであったり、ミニトマトであったり、さまざまな作物が作られるようになり、またそれがきちんとこの地域でも作られるような環境になってきたと思っております。ただ、今年のような気温では葉物のレタスが全く作ることが出来ないというお話も一部農家の方からもお聞きしております。そういった意味では、やっとそのそういった野菜が作れるような適地になって来たのに、さらに高温になって、そういったものもあまりにも高温のために作れなくなってしまうという障害というか、そういった状況というのが発生して来ておりますし、それがこれからの時代ますます大きくなっていくのかなと思っています。そういった中で高温多湿というのでしょうか、そういった地帯で作られる作物がどういうものがあるのか、私も分かっておりませんけども、この気候変動に合わせた、この大空町としての作物の何がつくれるのか、そしてやはり気温が高くなろうとも、食料の供給基地であるということには変わりませんので、国民の食を支えるためにも作物として、何が適切なのかというものを、これは正直行政ではなかなかできませんので、農協や農業試験場、普及所、農大そういったさまざまな関係機関と連携をしながら考える必要があるのかなと思っております。その時に必要となる圃場、農家さんの圃場を貸していただければいいのでしょうかけれども、そういったところが使えないようであれば、メルヘンの圃場だとかそういったところをご活用していただいて試験をしていただくということも可能だと思いますし、住吉の作業所の農地を使って、そういった試験栽培をするということも可能かと思しますので、さまざまな観点から、この地球温暖化に向かっていく中での大空町の農業の体系というものを考えていかなければならないと思っていますので、さまざまな観点から、またご示唆いただければと思います。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 あの特に農業の部分のうちだけで、町村だけで解決出来ないということはちょっと残念なのですが、それぐらい大きな問題でもありますし、これからだんだん農家戸数も減ってきて、面積は拡大になってくる農家さんと、そうじゃなくて拡大をしないで現状のままと

いう方もおられると思うのですけども、やはり小さい面積でもやっていける、そういう仕組みを、是非、ＪＡさんや経済団体も当然考えておられると思うのですけども、農家を離農されることイコール人口減につながっていきますので、その辺のことを内部で検討していただきながら、ぜひ前向きに検討していただければありがたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 農業の初心者である行政がどこまで出来るかというところは正直分かりませんし自信も無いところです。過去東藻琴地区でイチゴ栽培したりもしましたけれども、やはりなかなかやはり、行政指導では上手く行っていないのかなと思っております。行政主導で行っていないのがもどかしいと思われるのかもしれませんが、やはりそこはどうしても限界がありますので、そういったところの試験のノウハウを持っている機関と連携して行くことが大切であろうかなというふうに考えておりますので、ただ、まずはやはり地域の農業を一番に考えて行くのは、私は行政よりはＪＡではないのかなと思っておりますので、両ＪＡとタックを組みながら課題等について取り組んでまいりたいとその様に思います。

◇議 長 ８番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、８番。町長からだいぶんお答えいただきましたけれども、過去に黒毛の導入に向けては、町が雄牛を牧野に入れて拡大を図ってきた経過がございますし、タマネギの栽培についてもそうだったと思いますけれども、どちらかと言うと町の方から先導して導入していったというふうな経過もございます。町が全面的に取り組むという事は、これは不可能に近いことですから、そういった種をまく、環境整えていくということですね、これは行政でもできるということで、当然私ももちろん素人ですけれども、周りにはそういう大学もありますし、研究機関もあります。そういった知恵を借りながら、是非、大空町の農業を元気にしてくれる様に努力していただければと思っております。

以上で質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 先ほど三條議員おっしゃられたとおり、町の農業を守っていくということが何よりこの地域を守っていくことにつながっていくというふうに思っておりますので、やはりこの食料供給基地あり、この大空町の農業がこれからも持続的に経営できるように、町もそうですし、両ＪＡ関係機関と一緒にこれから取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 0 1 時 5 8 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 11 月 1 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 齋 藤 宏 司

署 名 議 員 大 泉 知 功

令和 5 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 5 年 9 月 1 2 日
- ・ 開 会 令和 5 年 9 月 1 2 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 9 月 1 3 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理	者	産業課	長
総務課	長	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査
住民課	参事		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和5年9月13日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第3 議案第43号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第44号 大空町公営企業の設置等に関する条例制定について
- 日程第5 議案第45号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第46号 大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第47号 大空町簡易水道設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第8 議案第48号 大空町下水道設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第50号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第51号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第53号 令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 認定第1号 令和4年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 令和4年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 発議第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充
実・強化を求める要望意見書
- 日程第23 発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 日程第24 発議第10号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書
- 日程第25 報告第10号 令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告に
ついて
- 日程第26 報告第11号 令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第27 報告第12号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一正	教育委員会教育長	関谷 正樹
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野 洋治	福祉課参事	佐薙 清美
会計管理者	阿部 雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉 暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	佐川 雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川 浩司	建設課参事	山本 純生
総務課参事	中村 綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加 政志	総務課主幹	齋藤 慎吾
住民課参事	砂金 英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川 大樹
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田 義和	書記	見延 洸太
------	-------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年9月13日

大空町議会議長 原本 哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、2 番、川村淳議員及び 3 番、福田淳一議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は、12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しており
てあります。なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますこと
をご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 42 号

◇議 長 日程第 2、議案第 42 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課課長。

◇総務課長 議案書 1 ページでございます。議案第 42 号、北海道市町村職員退職
手当組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規
約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和 5 年
9 月 12 日提出、大空町長、松川一正。

3 ページは変更条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明さ
せていただきますので、参考資料の 1 ページをお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

この度の変更は、組織を構成する団体の新規加入に伴うものでございます。右
側が変更前、左側が変更後の規約であります。別表（2）一部事務組合及び広
域連合の表、後志管内の項中、南部後志衛生施設組合の次に、後志広域連合を加
えます。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議下さいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第43号

◇議 長 日程第3、議案第43号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を認めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書5ページでございます。議案第43号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

議案書7ページが改正条文でございます。定例会参考資料3ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料3ページをお開きください。

放課後児童健全育成事業は、小学生の放課後活動の場として運営している放課後児童クラブの国の事業名称です。女満別地区では児童センターめっちゃいるど館、東藻琴地区では児童館のんきっず館で実施をしています。

このたび事業運営に関して定める国の通知が改正され、人員基準の緩和がなさ

れたことに伴い本条例の一部改正を行うものです。

改正する条項については、第10条第4項において放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならなかったところ、その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を終了することを予定している者についても、従事ことができるように改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第44号

◇議 長 日程第4、議案第44号、大空町公営企業の設置等に関する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書9ページでございます。議案第44号、大空町公営企業の設置等に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

11ページから15ページは制定条文となっています。今回の条例制定につきましては、国からの大空町地方公営企業会計の法適用への移行要請によるものでございます。内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、

参考資料の 5 ページをお開き願います。

概要にてご説明をさせていただきます。

1、制定の趣旨でございます。大空町の簡易水道事業・下水道事業は、財政において相当額の比率を有し、財政運営に与える影響が非常に大きく、財政健全化に取り組む中では、経営基盤強化が急務となっています。一方で、簡易水道事業・下水道事業の施設は住民の恒久的な財産であり、適正に維持、管理をしていかなければなりません。今日の厳しい財政状況の下で、健全な経営基盤の強化を確保していくためには、持続可能な事業経営を正しく捉え、庁舎内はもとより利用者に対しても理解を求めていく必要があるため、大空町公営企業の設置等に関する条例を新たに制定するものでございます。

2、条例の概要でございます。第1条には、法の適用を受ける事業の設置の趣旨。第2条には、法を適用する事業を示しており、簡易水道事業・下水道事業・個別排水事業が法の適用を受ける事業でございます。第3条には、地方公営企業法施行令の規定を適用することを示してございます。第4条には、大空町簡易水道設置条例、大空町下水道設置条例の廃止する条文を改めて示してございます。第5条には、財産の取得及び処分する金額を示しており、不動産、動産の予定価格700万円以上、土地1件5,000平方メートル以上と示してございます。

6ページになります。第6条には、賠償責任における議会の同意を受ける金額として50万円以上。第7条には、負担付き寄附又は贈与の受領で議会の議決を要する金額として50万円以上と示してございます。第8条には、会計管理者の事務処理の内容を示してございます。第9条には、事業概要、経営状況、経営方針の報告を示しております。第10条から第12条には、利益の処分、積立方法、資本剰余金の処分等について示してございます。

附則といたしまして、大空町公営企業会計法適用の導入日、令和6年4月1日を施行期日としてございます。

最後に、この条例の大空町公営企業の財務に関する特例を定める規則として7ページから27ページに掲載してございます。具体的な内容につきましては、国から示されている地方公営企業法施行規則の規定に合わせて会計事務処理、固定資産管理、予算原案の作成、決算調整などを定めたものとなります。また、会計処理に必要な事項につきましては、大空町財務規則の規定に合わせて制定してございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４４号、大空町公営企業の設置等に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号、大空町公営企業の設置等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４５号

◇議 長 日程第５、議案第４５号、大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長

◇建設課長 議案書１７ページでございます。議案第４５号、大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年９月１２日提出、大空町長、松川一正。

１９ページは改正文となっております。改正内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の２９ページをお開き願います。新旧対照表でご説明させていただきます。

このたびの改正は、令和６年４月１日に大空町地方公営企業会計法適用の導入による条例の一部改正でございます。

第１条、設置です。（４）簡易水道事業特別会計、簡易水道事業。（５）下水道事業特別会計、下水道事業。（６）個別排水処理事業特別会計、個別排水処理事業。三つを廃止するものでございます。

第２条、弾力条項の適用です。第４号、第５号に掲げる特別会計を廃止するものです。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４５号、大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号、大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第４６号

◇議 長 日程第６、議案第４６号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書２１ページでございます。議案第４６号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年９月１２日提出、大空町長、松川一正。

２３ページは、改正文となっております。改正内容につきましては、参考資料にてご説明させていただきますので、参考資料の３１ページをお開き願います。

この度の改正は令和６年４月１日に大空町地方公営企業会計法適用の導入による条例の一部改正でございます。

第２条、給水区域です。大空町簡易水道設置条例第２条第１号から第３号、大空町公営企業の設置等に関する条例第４条第２項第１号から第３号に改めるものでございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４６号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号、大空町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４７号

◇議 長 日程第７、議案第４７号、大空町簡易水道設置条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書２５ページでございます。議案第４７号、大空町簡易水道設置条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年９月１２日提出、大空町長、松川一正。

２７ページは廃止文となっております。廃止の理由につきましては、令和６年４月１日に大空町地方公営企業会計法適用の導入による大空町簡易水道設置条例を廃止するものでございます。廃止した条例の条文につきましては、大空町公営企業の設置等に関する条例の第４条に改めて示しております。

施行期日につきましては、大空町地方公営企業会計法適用の導入日である令和６年４月１日です。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４７号、大空町簡易水道設置条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号、大空町簡易水道設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第48号

◇議 長 日程第8、議案第48号、大空町下水道設置条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書29ページです。議案第48号、大空町下水道設置条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

31ページは廃止文となっております。廃止の理由につきましては、令和6年4月1日に大空町地方公営企業会計法適用の導入による大空町下水道設置条例を廃止するものでございます。廃止した条例の条文につきましては、大空町公営企業の設置等に関する条例の第4条に改めて示してございます。

施行期日につきましては、大空町地方公営企業会計法適用の導入日である令和6年4月1日です。

以上、提案についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、大空町下水道設置条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、大空町下水道設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号

◇議 長 日程第9、議案第49号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 33 ページでございます。議案第 49 号、令和 5 年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 5 年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4, 209 万 2, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 94 億 6, 432 万 1, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。令和 5 年 9 月 12 日提出、大空町長、松川一正。

35 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、町税に 1, 967 万 8, 000 円追加。11 款、地方交付税に 1 億 9, 890 万 9, 000 円追加。15 款、国庫支出金に 3, 267 万 2, 000 円追加。16 款、道支出金に 1 億 959 万 6, 000 円追加。19 款、繰入金から 1 億 1, 872 万 2, 000 円減額。21 款、諸収入に 598 万 4, 000 円追加。22 款、町債から 602 万 5, 000 円減額。歳入合計は 2 億 4, 209 万 2, 000 円追加し、94 億 6, 432 万 1, 000 円とするものです。

36 ページをお開き願います。歳出です。

2 款、総務費に 73 万円追加。3 款、民生費に 1, 579 万 7, 000 円追加。4 款、衛生費に 2, 741 万 1, 000 円追加。6 款、農林水産業費に 1 億 808 万 2, 000 円追加。7 款、商工費に 2, 082 万円追加。8 款、土木費に 1, 482 万 3, 000 円追加。10 款、教育費に 271 万 1, 000 円追加。11 款、公債費に 5, 171 万 8, 000 円追加。歳出合計は 2 億 4, 209 万 2, 000 円追加し、歳入合計と同額とするものです。

37 ページをご覧ください。第 2 表。地方債補正。1、変更です。

患者輸送車整備事業債は、限度額を 30 万円減額し、370 万円としています。車輛の整備に係る補助金が増額となりましたことから、変更するものです。臨時財政対策債は、限度額を 572 万 5, 000 円減額し、2, 267 万 1, 000 円に変更しています。地方交付税算定の結果、当初見込みより減額となったものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、46、47 ページをお開き願います。なお、今回の財源調整のため、基金の繰り入れをやめるなど財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

2 款 1 項 7 目、企画振興費の 7 節、関係人口創出プロジェクト報償費 42 万円と次の 11 節、新聞折込料 7, 000 円の追加は、移住定住を促進するワークショップ事業を実施するものです。

10 目、住民活動費の 17 節、管理備品 30 万 3, 000 円は、豊里公民館の暖房器具に不具合がありますことから購入するものです。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費、子育て特別給付金給付事業の 22 節、前年度子育て特別給付金給付事業費補助金返還金 5 万円と次の事務費補助金返還金 118 万 1, 000 円は、事業費の確定により国への返還金です。

2目、老人福祉費の27節、介護保険事業勘定特別会計繰出金22万1,000円は、低所得者の保険料軽減などに伴う負担金の増によるものです。18節、後期高齢者療養給付費負担金55万9,000円は、療養給付費の確定に伴うものでございます。

3目、障害者福祉費22節、前年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金49万円から五つ下の前年度障害児入所給付費等道費負担金返還金56万8,000円まで、総額448万1,000円の追加は、令和4年度事業費の確定精算によります国、北海道への返還金です。

次に7目、老人福祉施設費の18節、エネルギー価格・物価高騰対策福祉施設等支援金475万円は、燃料、電気料などの価格高騰により影響を受けている介護事業所、医療機関に対して支援金を交付するものです。

1番下の2項1目、児童福祉総務費の22節、48、49ページに移りまして、49ページ1行目の前年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金返還金7万3,000円、その下の道費補助金返還金3万7,000円、また次の認定こども園運営事業22節、前年度保育士等処遇改善臨時特例交付金返還金34万3,000円。

さらに次の2目、児童措置費の養育医療給付事業費の22節、前年度養育医療給付事業国庫負担金返還金33万8,000円は、それぞれ令和4年度の事業費の確定精算によります国、北海道への返還金です。次の12節、広域入所委託料376万4,000円は、他市町村の保育所などへの入所委託に関するものですが、新規の利用者により不足が見込まれますことから追加するものです。

4款1項1目、保健衛生総務費の17節、患者輸送車30万円と26節、自動車重量税4,000円は、新たな車両の購入に係るものですが価格高騰によりまして現計予算での対応が困難な状況でありますことから追加するものです。

2目、予防費の22節、前年度風しん抗体検査国庫補助金返還金9万1,000円は、事業費の確定精算によるものです。

3目、環境衛生費27節、簡易水道事業特別会計繰出金2,360万2,000円は、物価高騰による世帯、事業者の経済的な負担を軽減するため、水道の基本料金を減免するものです。

2項1目、塵芥処理費の18節、斜網地域一般廃棄物広域処理推進協議会負担金26万9,000円は、廃棄物の広域処理施設整備に関し生活環境への影響を調査するものです。

2目、し尿処理費の18節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金314万5,000円は、設置要望件数が当初の見込みを上回り不足が生じますことから追加するものです。

6款1項3目、農業振興費の18節、麦・大豆生産技術向上事業補助金1億794万7,000円は、農業機械の導入など麦、大豆の生産拡大に向けた取り組みを支援するものです。

2項1目、林業総務費の18節、狩猟免許取得等支援補助金10万円は、有害鳥獣の捕獲などに必要となります狩猟免許の取得などにかかる費用の一部を支援するものですが、当初の予定を上回る見込みでありますことから、増額するものです。

50、51ページをお開き願います。2目、公有林管理費の10節、野ねずみ駆除薬剤代9,000円と12節、野ねずみ駆除薬剤散布委託料2万6,000円は、薬剤の価格と駆除に係る作業単価の上昇によりまして、不足が生じますことから追加するものです。

7款1項1目、商工業振興費18節、起業化支援事業補助金300万円は、起業する事業者に対してかかる経費の一部を補助するものですが、こちらも不足が生じる見込みでありますことから増額するものです。

2目、観光費の14節、大駐車場排水設備法面復旧工事1,650万円は、さきの大雨によりまして芝桜公園駐車場の法面が崩れるなどしておりますことから改修するものです。次の電話機更新工事132万円は、落雷により芝桜公園の電話設備が故障しましたことから更新するものです。

8款2項2目、道路橋りょう維持費の14節、町道維持補修工事1,300万円と次の15節、道路維持原材料316万8,000円は、先ほどの芝桜公園と同様に豪雨によりまして道路の路盤が損壊するなどしておりますことから補修するものです。次の21節、立木補償15万1,000円は、道路未処理用地の整備に係るものでございます。

4項1目、下水道費の27節、下水道事業特別会計繰出金149万6,000円の減額は、消費税の中間納付額が発生したことによるものです。

10款1項2目、事務局費の10節、修繕料24万円は、GIGAスクール事業として活用しておりますタブレット端末が故障したことから修繕するものです。

52、53ページをお開き願います。4項1目、高等学校管理費1節、時間講師報酬35万9,000円と、次の8節、費用弁償10万5,000円は、大空高校に時間講師を新たに配置しようとするものです。

6項2目、体育施設費の10節、修繕料30万7,000円は、女満別ゲートボールセンターの照明器具が一部切れるなどしておりますことから修繕するものです。次の同じく10節、修繕料120万円は、東藻琴スキー場のロープ塔のスイッチに不具合がありますことから修繕するものです。15節、施設管理原材料50万円の追加は、東藻琴相撲場の整備に係るものでございます。

11款1項1目、元金の22節、地方債元金償還金5,171万8,000円は、昨年度繰越事業として整備しました広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備に係るものですが、財源としています地方債の償還額が確定しましたことから追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、42、43ページをお開き願います。

1款1項1目1節、個人町民税の所得割額に131万1,000円の追加は、主に不動産の売買など譲渡所得が当初の見込みを上回ったことによるものです。

2項1目1節、固定資産税土地17万8,000円の減と、その下の家屋184万5,000円の減額は、それぞれ賦課額の確定によるものですが、次の償却資産に2,010万8,000円の追加は、主に航空機などに係る国からの配分が増額となったことによるものです。

3項1目1節、原動機付自転車3万2,000円の減、軽自動車等31万4,000円の増は、それぞれ賦課額の確定によるものです。

11款1項1目1節、普通交付税に1億9,890万9,000円の追加は、

普通交付税の確定によるものですが、主に個別の単位費用、積算単価の増、また、国による臨時財政対策債の発行が減となりましたことから、結果、交付税が増額となったものでございます。

15款1項2目4節、広域入所事業負担金222万4,000円は、新規利用者の増に係るものです。

2項3目2節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金55万8,000円は、設置要望件数の増加に伴うものです。

8項1目1節、地方創生臨時交付金2,989万円の追加は、エネルギー価格、物価高騰対策に係る国からの交付金です。

16款1項1目4節、広域入所事業負担金95万5,000円は、先ほどの国庫支出金と同様ですが、利用者増に係る北海道の負担金です。

2項3目1節、医療施設等施設・設備整備事業補助金67万7,000円は、患者輸送車の購入に係るものです。

4目1節、麦・大豆生産技術向上事業補助金1億794万7,000円は、麦、大豆の生産拡大に向けた取り組みに係る補助金です。次の2節、森林環境保全整備事業補助金1万7,000円は、野ねずみの駆除に係るものです。

下から2行目の19款1項2目1節、公共施設等整備基金繰入金から7,494万2,000円減額。

次の3目1節、地域振興基金繰入金から368万円減額。

44、45ページに移りまして、4目1節、地域福祉・医療基金繰入金から3,000万円減額。

5目1節、網走湖環境改善対策基金繰入金から60万円減額。

6目1節、子ども未来づくり教育基金繰入金から950万円減額は、それぞれ今回補正の財源調整によるものです。

21款4項11目1節、雑入の建物災害共済金63万7,000円は、芝桜公園の電話設備が落雷により故障したことによる保険金です。

次の前年度低所得者保険料軽減負担金国庫精算金22万1,000円からこの節の最後の前年度広域入所事業道費負担金精算金24万6,000円までの総額534万7,000円の追加は、前年度事業費の確定によるものです。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。ページ数51ページです。7款1項1目18節、負担金補助及び交付金の起業化支援事業補助金の300万円なのですが、内容の方ももう少し教えて欲しかったのですが。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 大泉議員のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

企業化に伴います補助金でございますが、当初予算が３００万円でございますが既に本年度分として３件、３００万円の交付決定をしております。今後３件ほど申請される予定の方がいらっしゃいますので、事業費に２分の１、１００万円限度ということでございますので、３件分３００万の増額補正ということでございます。お認めいただきましたら即座にお待ちいただいている方の交付手続を進めていきたいと思っております。

以上です。

◇大泉議員 分かりました。

◇議 長 他質疑はありませんか。

２番、川村淳議員。

◇川村議員 ４８ページ、４９ページになります。６款１項３目の麦・大豆生産技術向上事業についてなのですが、１億７９４万７，０００円の予算が付いています。これのまず内訳を教えてください。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 川村議員のご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

本事業につきましては、輸入依存度の高い麦、大豆の安定供給に対するニーズが高まっておりまして、麦、大豆の生産性向上のために、作付けの団地化推進や営農技術の導入、生産性拡大に向けた機器、機械導入等支援する国、北海道、町、実施主体に対する間接補助事業でございます。対象となる作物につきましては、事業名の通り麦、小麦、大麦、はだか麦、種子用麦を含む及び大豆、食用、種子用を含むでありまして、心土破碎などによります排水対策事業、土壌診断に基づく土づくり、麦や大豆の新規作付け、豆用コンバインリース導入など、生産拡大に向けた機器、設備の導入がメニューとなっております。事業主体がそれぞれの実情に即した選択をし、選択をすることとなっております。

今回補正提案いたしました事業につきましては、令和５年１月及び４月に北海道が要望調査を行ってございました。当課といたしましては、ＪＡめまんべつ、ＪＡオホーツク網走に対して事業周知を行い、それぞれのＪＡから要望書の提出をいただいたところであります。その要望書に基づき事務処理を進め、実施主体９件、女満別につきましてはＪＡめまんべつ１団体が１，３５６万７，０００円、東藻琴につきましてはＪＡではなく各営農集団８営農集団で９，４３８万円の補助内示となりました。

以上でございます。

◇議 長 ２番、川村淳議員。

◇川村議員 詳細な説明ありがとうございます。ちょっと気になるのが、今ご説

明あったとおり女満別がＪＡ、東藻琴については９団体きつとこれは集団になるのかなと思うのですが、大空町という中の枠組み中で、農業振興政策こういった取りまとめの仕方も含めて、これでいいのかなという疑問もございます。また金額的なものの違いが出てきておりますので、その辺ちょっともう少し具体的に教えていただけるとありがたいです。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 川村議員の再質問にご答弁したいと思います。

確かに女満別地区と東藻琴地区ということで見ますと、バランスという観点から見ますと取れていないように感じます。しかしながら、当課といたしましては、それぞれのＪＡに平等に事業周知をいたしまして、要望に応じて申請をしているところでありまして、それぞれのＪＡの考え方等々もございます。集約の仕方になかなか町が介入するということはできないかなと、それぞれ経済団体ですので経営方針等もございますので、そこに対して、こうしれ、ああしれということは、町の方から言えないのではないかと思います。川村議員は農業者ではございませんが、議会の中にも農業者の議員ということで、当然組合員という方々もいらっしゃいますので、是非、町としてもバランスが取れていないと思うのですが、町からどうしれ、こうしれという事は言えませんので、ぜひ農業議員の皆様方には、それぞれの立場でご要請をいただいて、町、国からの間接補助ですから、これは歳入歳出同額の補正ということになってございますので、是非ご要請いただければと思います。

◇川村議員 終わります。

◇議 長 他質疑ありませんか。

８番、三條幸夫議員。

◇三條議員 ８番。何点か教えていただきたいと思います。

まず４９ページです。合併処理浄化槽設置整備事業補助金、何件分なのかということと、普及率、それからまだ設置していないところの数、相当数あると思うのですけれども把握している範囲で結構ですので教えて下さい。

それから４９ページの有害鳥獣駆除推進事業ということで補助金、免許取得の支援補助金１０万円ということで、補正の予算計上されておりますけれども、今、町内に何人の免許取得者がおられるのかもしわかれば教えていただきたい。１０万円の補助は何人分なのか、それから町から今、苦情などで出動要請していることが多々あると思うのですけれども、年間、ここ１、２年の実績で結構ですので、どの位の出動要請をしているのかその辺を教えて下さい。

それから５１ページの起業化支援事業補助金、先程同僚議員から質問されてしまったので、重ならない形でちょっと聞かせていただきたいと思います。今までも、起業化支援事業補助金支出されていると思うのですけれども、ちょっと気になっているのは補助を受けた後、継続して経営されているのか、中には１年か２年足らずで

やめてしまっている方が居ないのか、その辺の検証をされているかどうか、ちょっと確認させていただきたいです。当然、事情によって1年も立たないうちに補助金を受けて経営をやめたという方もいるのかわかりませんが、ちょっと聞いたりのりしたものですから、ちょっと教えていただきたい。

それから51ページ、東藻琴芝桜公園管理運営費金額、大型駐車場の排水設備法面復旧工事という事で1,650万、相当大きな工事になると思うのですが、この内訳をちょっと知らせていただきたいと思います。別に今回の資料の方添付されておりませんので、説明聞かなきゃわからないという事もあるものですから教えて下さい。同じく51ページの町道維持補修事業、町道維持補修工事、この1,300万円の概要も教えていただきたいと思います。これも同じく箇所図という図面添付されておりませんので、もう一度説明をいただきたいと思います。

最後にもう一点、東藻琴相撲場の管理費ということで50万円今回、施設管理原材料として補正が上がっておりますけれども、補正の理由、途中で補正されるわけですから補正の理由をもっと詳しく説明いただきたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

◇議 長 高建設課長。

◇建設課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

合併処理浄化槽設置整備事業の補正件数ですが、当初5件計上しておりました。プラス4件で合計9件ですが、今現在5件の申請がありまして、当初予算が埋まっている状況にあります。合併処理浄化槽の普及率ですが、普及率は押さえていないのですが、今まで旧東藻琴村、大空町になる前女満別の合併処理浄化槽もそうなのですが、件数は押さえていますのでこちらの方ご報告させていただきたいと思います。女満別地区につきましては、平成18年度から令和3年度までで合計で100世帯分の合併浄化槽の補助金を出しています。東藻琴につきましては合併前から合計155戸の合併処理浄化槽の補助金を出しています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 まず、狩猟免許取得等の支援補助金のことについてですが、この補助金につきましては、狩猟免許を取得する際に猟友会に加入をしていただくということを前提に補助を支給しているものでございます。補助率につきましては、2分の1を上限としてございます。令和2年度から令和4年度までは各1名の方が取得し、猟友会に入っているということでございます。現在2名の方が改めて取得をするということで申し入れがございまして、現在、10万円の補正をさせていただいたところでございます。申しわけございません、出役につきましては、細かい部分は把握してございません。猟友会にお願いをし、支援していただいているものについては、鹿の部分については一斉駆除ということで出役をしていただいているもの。また各々鹿が出た際については出役をして

いただいている。あとは熊についても被害が及ぶようなところにつきましては、その都度パトロールをしていただき実施をしていただいていること。また箱罟の設置等、また箱罟に掛かったものにつきましてもその都度駆除していただいているというものを、各々の面で活動をして助成をしていただいているというところでございます。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 起業化支援事業についての継続状況ということでございます。過去には諸事情により短期間で廃業ということもございましたが、最近につきましては、コロナ禍前で開業してコロナ禍で飲食店閉店というような状況に追い込まれているところもございますが、近年、細々でもやりながら基本的には全て継続しているというところでございます。補助要件といたしまして、起業化支援事業の補助を受ける場合には、大空町商工会に加盟するということも条件としてございますので、きちっとした形で継続していただくようにしてございます。

◇議 長 菅野総合支所長。

◇支 所 長 三條議員のご質問の東藻琴芝桜公園管理運営費、大駐車場排水設備法面復旧工事についての質問ですが、この工事につきましては、7月13日の大雨により被害が発生しまして、被害カ所の復旧について早急な対応が必要だということで復旧工事をさせていただきたいというふうに考えてございます。

工事の概要につきましては、大駐車場から公園に向かう遊歩道の法面の崩壊、土砂流出カ所の復旧工事ということで、崩壊した法面の土砂を除去し、新たな土砂を入れて整理した後に法面を成型して芝を張って行きたいと考えています。

もう一つは、大駐車場から法面に排水が大量に流出されない様に盛土をして畦畔を新たに作る。

三つ目は、橋の下の方の遊歩道と川の境界が崩壊したがもう固まっているという事から、土砂を入れ整備した後に支柱を再整備したいと思います。あわせて、側溝の清掃及び遮水工も実施していきたいと考えてございます。

大駐車場の法面の崩壊、土砂流出及び浸食箇所の復旧工事ということで、崩壊した法面の土砂を除去しまして、新たな土砂を入れて整地した後に法面を整備して芝を貼っていききたいというふうに考えてございます。

また、法面の下に側溝はあるのですが、なおりんの土砂の堆積と雑草が繁茂していることから、側溝の機能を果たしていない状況で大駐車場を侵食しているため、遮水工を実施したいと考えてございます。

現在崩壊、崩落しました遊歩道側の法面につきましては、ブルーシートで囲い大雨による被害の拡大や遊歩道を安全に通行されるように対応してございます。次年度の芝桜まつりに向けまして、降雪前に工事を完了すると、早急な対応が必要であることから、大駐車場排水設備工事、法面の復旧工事につきましては、1,650万の補正予算をしている所です。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 町道の補正の部分になります。7月13日の豪雨により災害が発生して、町道で7路線9カ所の復旧工事が必要な箇所が発生しております。それと、直営で対応する分として、15路線で原材料が必要というふうになっております。以上です。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 52ページの東藻琴相撲場の原材料の補正予算の50万につきまして説明申し上げます。

東藻琴相撲場の土俵にカビが繁殖し変色をしているというような状況から改善するために必要な土の原材料費50万を計上させていただいたところでございます。補正の理由につきましては、ことしの6月に相撲場のカビが繁茂しているというような報告を数名の方から受けまして、担当者が現況確認したところ、土俵にカビが繁殖し壁や天井等に広がっているという状況を確認してきたところでございます。私の職員の方で、塩素等でカビの除去を試みたところですが除去し切れず土のカビがまだ残っている状況です。利用者から現状等の聞き取りを行ったところ、週に2回の練習をしております、利用後にふき掃除等しっかりと行っていること、管理上の問題とは考えにくいというようなこともありまして、施設の高温多湿の影響によるものと判断をしたところでございます。今回の補正に関しましては、再度土俵表面のカビをできる限り除去し、その上に新しい土を載せて転圧を行うという作業を行いたいため、土の原材料費を計上したところでございます。

以上です。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 まず起業化支援事業補助金、概要は分かりましたけれども、これ返還規定とかなかったのでしょうか。それとも商工会に任せたらそれっきりではなくて、十分普段からその辺の検証もやっていただきたいと。それからもし差し支えなければ今回300万円、どのような業態なのかその辺のところ教えて下さい。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 虚偽の申請等があれば返還ということは規定に載っております。

また、商工会に任せっきりということではございませんので、商工会と連携をしながら状況を確認してございます。きちっとした営業をやっているのか、職員も行ったりしますので、その中で経営はどうですかという声掛けもしながらやっております。

今回300万円の補正についてですが、今、東藻琴地区で温泉関係、過去に温泉をやられていたところが新規に開店してやりますというところと、あと、東藻

琴地区で美容業を開店したい。あともう一つは、女満別地区で地場の農産品を使った加工品を作って販売したいというような問い合わせ、申請の相談が来てございます。

また、今年当初予算の部分につきましては、空港前のレンタカー業を開業された部分と、道の駅のメルヘンピットで飲食店を開業した方。ちょっと特殊なケースですけれども、東藻琴地区の方がキッチンカー事業を開始したいということもございまして、それに係る費用の一部を助成させていただいているところです。

三條議員のご心配の決して補助をしてから放置という事ではなく、きちっと検証しながらおろしているという事でご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 この支援事業、大いにやっていただいているのですけれども、もうちょっと、ちょっと支援すればステップアップするというふうな業態も中にはあるのかなと思うので、その辺町のほうでも十分普段の状況を確認しながら応援できるとさらにこの起業化支援金だけではなく、違う形で支援出来て、応援して、さらに大きくしていくという事に繋がって行けば良いなという気がするのですけれども、これは今後の課題かなと思います。その辺ちょっと考えてお願いします。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 この起業化支援事業につきましては、あくまでもスタートアップということで始めさせていただいた事業でございます。その後の事業拡大、またその他に広がる展開をしていくということであれば、起業化ではない制度。

また、政策グループで持っていますいろいろな起業誘致など、そういうところをきちっと組み合わせた中での支援をしていかなければならないかなと思ってございますが、今後いろいろなことを調査しながらやっていきたいなというふうに思いますので、またご指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

◇議 長 8 番、三條幸夫委員。

◇三條議員 芝桜公園の管理運営費と町道補修事業について要望ですけれども、委員会で資料配ったからそれでよしという事で今回添付されなかったのかもしれませんが、簡単な概略図でいいので、やはり位置図、概要をもう少し詳しく添付していただくようお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。
7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議案書 49 ページ、6 款 1 項 3 目麦・大豆生産技術向上事業。

2点目、51ページ、7款1項1目起業化支援事業について2点質問させていただきます。

先ほど同僚議員からも質問があったところでありますけれども、その中で、まず、麦・大豆の方から質問させていただきたいのですけれども、先ほど担当所管、担当課長より女満別と東藻琴の金額の差異、JAめまんべつにおいては1,356万7,000円、東藻琴地区については約9,400万円というお話がありました。この金額の大きさ差異はありますけれども、これはJAが2つありますということで、経済団体として町として助言がしづらいという面のお話を聞かしていただいたところではありますけれども、その中で議会議員12名の中に5名農業議員いるわけですから、農業議員に助言みたいな要請の話もありました。この件に関して自分の気持ちとしては、委員会審議を経た方が一番早いのではないのかなと思うのですけれども、大空町の農業について私の気持ちをお話しさせていただきますと、大空町の基幹産業である農業を持続的に発展させるため、ゆとりある農業経営や生産コストの低減など農業生産性向上ために、機械、設備の更新が不可欠であると考えております。今後の大空町の農業振興策として考えたときに、大空町では道内でも珍しくJAが二つ女満別町農業協同組合、オホーツク網走農業協同組合が町内に二つ存在していて、また、その二つのJAの農業への助言、また、指導している農業改良普及センターは、それぞれ別々の支所が担当している状況にあります。

今申し上げたとおり、ひとくくりに大空町の農業とは言っても女満別地区は多品目の青果物及び道内、町内農家向けの種子生産を行い、一方で東藻琴地区は主に大規模畑作及び大規模酪農、畜産とそれぞれの特色を持っているところであります。その様な中におきまして、今回の麦・大豆生産技術向上事業補助金が国の令和4年度補正予算において新たな補助事業が創設されたわけではありますけれども、やはりこれまで、先ほども冒頭申し上げましたとおり、産業建設文教委員会においては、これまでこのような案件は委員会審議案件として町より説明がありました。今後の大空町の農業振興策としてとらえ、考えたときになるべくこの振興策に対して、先ほど課長からも農業議員より助言のようなお話もありましたけれども、両JA、両地区に平準に議会として目を行き届かせたい、目を配りたいと考えております。

今後におきましては産業建設文教委員会に、このような案件の説明資料の提示と説明を求めると同時に申し入れとして、質疑とはかけ離れるかもしれませんが要望をしたいと思います。私の気持ちとしては、この事業に関しては歳入として道補助金、歳出として麦・大豆生産技術向上対策として町の一般会計を通るわけですが、単に所管の委員会としてはこの事業の検証ばかりではなく、重なりますけれども冒頭申し上げたように審議、ほかの振興策として審議する部分もあるということをご理解いただきたいと思います。

二つ目の起業化支援でございます。これも同僚議員2人質問されたということで大体中身は見えてまいりました。こちらについても過去の資料見ますと委員会審議案件として出ております。こちらについてもやはり移住定住を、重点的に支援室をつくって重点的に行っている大空町としても、やはり、ほかの道内先進自治体の例を見ても、新しい企業が起業してくれるという事は大変喜ばしいことで

ありますし、今後注視していくべき事だと思います。これも含めて、やはり住民の代表としての議員として、そこら辺ももし審議案件として出していただければ、今後のまちづくりにおいてもタッグを組んでよりよい方向性が導かれるのかなと思います。

以上2点について、要望という形になってしまうかもしれませんが、なにかお考えがあれば聞きたいと思います。

以上です。

◇町長 ただいま後藤議員の方から要望というようなお話をいただきました。これは、今、一般会計補正予算の質疑でございますので、今の要望という形のものが、今、ここでの質疑に適しているのかどうかというのは、私は判断できませんけれども、ただ私といたしましても、町が政策的に判断して事業を行っていくようなものについては、きちっと町民の代表者であります議員皆様に丁寧に説明してくれということは、課長職、そして職員含めてお伝えさせていただいているところでございます。

今回のこの麦・大豆生産技術向上事業補助金、こちらを議会所管の委員会に掛けるべきではないかというご意見かなと思いますけれども、先ほど課長が説明したように、取りまとめをJAに依頼して、それを国に北海道なりを通して国に提出して、もう額として固まっているそこを事業そのものを、町としての政策的な判断というのはあまり入るところではないのかなと考えておりまして、議員おっしゃるように、そこで、所管の委員会に掛けてその後、議員の方から農業関係にも声かけて、さらに、要望があっても多分その時には要望にお答えできない確定したものを、委員会にお諮りしていくというような形であると思いますので、今回この部分、所管の委員会に掛けていないということではございましたけれども、それはそれで町としてそのような判断をしたということでご理解いただきたいと思います。

ただし、きちんと、やはり今回もう一つの起業化支援事業補助金、これは町の単独での事業でありまして、政策的なものであります。そういった町の政策的なもの町民の生活かかる様なもの、そういったものはこれからもきちんと議会の方に丁寧に説明をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくしたいと思います。

◇議長 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 今、町長より前向きなご答弁いただいたと理解しております。

国の補助金というのはいろいろこう名目が変わりまして、過去には持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金、また、畑作構造転換事業補助金。いろいろこう形が、名前も変わって、今回で言いますと令和4年度補正予算について新たな補助事業が創設されたって言うことであります。

今回の件に関しては、当然ながら恐らく採択されるであろうということで、間に合わない案件かもしれませんが、今後においては、先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり町の基幹産業である農業を自分の中では大空町の農業は

トップクラスだと思っておりますけども、さらに農業基盤整備などを通じて所得向上につながるのであれば、なおさら先程のような前向きな回答をしていただければありがたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで、質疑を終わります。これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第49号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時26分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第10 議案第50号

◇議 長 日程第10、議案第50号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書55ページでございます。議案第50号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,995万1,000

0円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

議案書57ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、国庫支出金に5万5,000円を追加。歳入合計は5万5,000円を追加し、11億2,995万1,000円とするものです。

58ページをお開き願います。歳出です。

5款、財政調整基金費から292万2,000円を減額。6款、国民健康保険事業費納付金は財源振り替えのため補正額は0円。7款、諸支出金に297万7,000円を追加。歳出合計は5万5,000円を追加し、歳入合計と同額にするのです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、64ページ、65ページをお開き願います。

5款1項1目、国民健康保険基金積立金の24節、積立金から292万2,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

7款1項1目、保険税還付金及び還付加算金の22節、償還金利子及び割引料に50万円の追加は、国民健康保険加入者が所得を更正した場合やさかのぼって社会保険に加入した場合、保険税を再計算する必要性が生じ、過年度分については歳出予算から還付を行うものであり、今後の事案発生見込みにより追加をするものでございます。

同じく2目、償還金の22節、前年度保険給付費等交付金返還金に179万7,000円の追加は、概算交付を受けておりました令和4年度の保険給付及び特定健診にかかる交付金について実績に基づいた交付額が確定したことにより、超過交付分を返還するものでございます。次の前年度未就学児均等割保険料負担金返還金に68万円の追加は、令和4年度に国から交付された負担金の精算により超過交付分について返還をするものです。

続きまして、歳入を説明しますので、62ページ、63ページをお開きください。

2款1項3目、健康保険組合等出産育児一時金補助金に5万5,000円の追加は、国保事業の運営安定化のため出産育児一時金を50万円以上支給している保険者に対し、国民からの財政支援として1件当たり5,000円の臨時補助があり、令和5年度支給対象を11件分見込むものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第51号

◇議 長 日程第11、議案第51号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書67ページをお開きください。議案第51号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,968万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,636万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

69ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

7款、繰入金から487万円を減額。8款、繰越金に4,455万3,000円を追加。歳入合計は3,968万3,000円を追加し、7億7,636万4,000円とするものです。

続きまして、70ページでございます。歳出です。

5款、諸支出金に3,968万3,000円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、76ページ、77ページをお開きください。歳出です。

5款1項1目22節、第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金に5万5,000円の追加は、死亡や転出等に伴いまして前年度の保険料が減額となる被保険者に対しまして、保険料を還付するものですけれども必要額がふえたため追加補正するものです。

同じく1項2目22節、返還金に3,962万8,000円の追加のうち、前

年度介護給付費交付金返還金から前年度地域支援事業支払い基金交付金返還金までの6行につきましては、令和4年度における介護保険料給付費の確定に伴い、国や北海道、社会保険診療報酬支払い基金に対し、交付された負担金等の超過金を返還するものでございます。前年度低所得者保険料軽減負担金返還金に4,000円の追加は、令和4年度の低所得者の保険料を軽減するもので、国及び北海道負担分の額の確定に伴い超過分を返還するものでございます。続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、74、75ページをお開きください。7款1項3目3節、前年度分低所得者保険料軽減繰入金22万1,000円の追加は、令和4年度分について国や北海道の負担分の額の確定に伴い、不足分が追加となっております。同じく2項1目1節、介護保険基金繰入金から509万1,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。最後に、8款1項1目1節、前年度繰越金に4,455万3,000円の追加は、前年度の歳入歳出差引分を繰越金として予算化するものでございます。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第51号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第52号

◇議 長 日程第12、議案第52号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書79ページです。議案第52号、令和5年度大空町簡易水道

事業特別会計補正予算（第２号）。

令和５年度大空町簡易水道事業特別会計予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７５万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億４，２６４万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１条、歳入歳出予算補正による。令和５年９月１２日提出、大空町長、松川一正。

８１ページをお開きください。第１表、歳入歳出補正予算。歳入です。

１款、使用料及び手数料から２，５００万円の減額。２款、繰入金に２，３６０万２，０００円を追加。４款、諸収入に６４万７，０００円を追加し、歳入合計から７５万１，０００円を減額し、歳入総額を３億４，２６４万７，０００円にするものです。

８２ページをお開きください。歳出です。

１款、総務費から７５万１，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は歳出からご説明いたしますので、８８ページ、８９ページをお開きください。

１款１項１目、簡易水道一般管理事業１２節、委託料に１４万円の追加は、水道基本料金減免対応システム改修の委託料です。２６節、公課費から８９万１，０００円の減額は、消費税及び地方消費税の金額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入のご説明いたしますので、８６、８７ページをお開きください。

１款１項１目１節、給水料金から２，５００万円の減額は、大空町生活者及び事業者支援の水道基本料金減免によるものです。減免の期間につきましては、令和５年１０月分の請求から令和６年３月分の請求の基本料金のみの減免になります。対象につきましては、地方公共団体及び国が使用している施設を除く約３，０２４件になります。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用します。

２款１項１目１節、一般会計繰入金に２，３６０万２，０００円の追加は、補正予算の財源調整のためです。

４款２項２目１節、雑入に６４万７，０００円の追加は、消費税及び地方消費税の額が確定したことによるものです。

以上、補正予算につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程13 議案第53号

◇議 長 日程第13、議案第53号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書91ページでございます。議案第53号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,396万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算による。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

93ページをお開きください。第1表、歳入歳出補正予算。歳入です。

5款、繰入金から149万6,000円の減額。7款、諸収入に3万4,000円を追加し、歳入合計から146万2,000円を減額して、歳入総額を3億9,396万7,000円とするものです。

94ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から146万2,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出からご説明いたしますので、100ページ、101ページをお開きください。

1款1項1目、下水道一般管理事業26節、公課費の146万2,000円の減額は、消費税が地方消費額の金額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、98、99ページをお開きください。

5款1項1目1節、一般会計繰入金から149万6,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

7款3項1目1節、消費税還付金に3万4,000円の追加は、消費税額及び地方消費税の金額が確定したものによるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第53号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算第2号採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程14 認定第1号 から 日程第21 認定第8号

◇議 長 日程第14、認定第1号、令和4年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第21、認定第8号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書103ページでございます。説明に当たりましては、令和4年度大空町各会計歳入歳出決算書を使用しますのでご用意いただきたいと思います。

認定第1号、令和4年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

令和4年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額 119 億 8,876 万円。
- 2、歳出総額 117 億 3,504 万 4,000 円。
- 3、歳入歳出差引額 2 億 5,371 万 6,000 円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1) 継続費通次繰越額 6 万 5,000 円。
(2) 繰越明許費繰越額 3,390 万円。計 3,396 万 5,000 円。
- 5、実質収支額 2 億 1,975 万 1,000 円です。

次に議案書の 105 ページをお開き願います。

認定第 2 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 5 年 9 月 12 日提出、大空町長、松川一正。

決算書の 108 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額 10 億 5,137 万 3,000 円。
- 2、歳出総額 10 億 3,404 万円。
- 3、歳入歳出差引額 1,733 万 3,000 円。
- 5、実質収支額 1,733 万 3,000 円。

次に議案書 107 ページをお開き願います。

認定第 3 号、令和 4 年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 5 年 9 月 12 日提出、大空町長、松川一正。

決算書の 130 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額 1 億 1,939 万 3,000 円。
- 2、歳出総額 1 億 1,901 万円。
- 3、歳入歳出差引額 38 万 3,000 円。
- 5、実質収支額 38 万 3,000 円。

次に議案書 109 ページでございます。

認定第 4 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 5 年 9 月 12 日提出、大空町長、松川一正。

決算書の 146 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額 6 億 9,170 万 4,000 円。
- 2、歳出総額 6 億 4,714 万 9,000 円。
- 3、歳入歳出差引額 4,455 万 5,000 円。

5、実質収支額4,455万5,000円。

次に議案書の111ページをお開き願います。

認定第5号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

決算書の174ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額642万2,000円。

2、歳出総額610万4,000円。

3、歳入歳出差引額31万8,000円。

5、実質収支額31万8,000円。

次に議案書113ページをお開き願います。

認定第6号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

決算書の188ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額4億193万6,000円。

2、歳出総額3億9,524万2,000円。

3、歳入歳出差引額669万4,000円。

5、実質収支額669万4,000円。

次に議案書115ページでございます。

認定第7号、令和4年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

決算書の206ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額、4億4,082万2,000円。

2、歳出総額4億3,343万円。

3、歳入歳出差引額、739万2,000円。

5、実質収支額739万2,000円。

次に議案書117ページをお開き願います。

認定第8号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3号の規定により、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月12日提出、大空町長、松川一正。

決算書の２２４ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

１、歳入総額、３，７２５万５，０００円。

２、歳出総額、３，５５２万６，０００円。

３、歳入歳出差引額、１７２万９，０００円。

５、実質収支額１７２万９，０００円でございます。

以上提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 議案の審議中ですが、ここで昼食のため休憩とします。

再開は午後１時とします。

(休憩 午前１１時５７分)

(再開 午後０１時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第１４、認定第１号、令和４年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第２１、認定第８号、令和４年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件の審議を続けます。

お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午後０１時０１分)

(再開 午後０１時０２分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 0 1 時 0 3 分)

(再開 午後 0 1 時 1 6 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際諸般の報告を行います。休憩中に、先程設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に三條幸夫議員、副委員長に後藤忍議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 2 2 発議第 8 号

◇議 長 日程第 2 2、発議第 8 号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7 番。議会側議案の 1 ページをお開きください。発議第 8 号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。令和 5 年 9 月 1 3 日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

3 ページでございます。本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能が十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

北海道において本町と道が連携し、2 0 5 0 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロとする国の目標達成に向けて、森林吸収源対策を積極的に推進することが必要です。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業などの国の事業活用し、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図るため、下記内容を要望します。

記、1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第9号

◇議 長 日程第23、発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の5ページをお開きください。発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和5年9月13日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

7ページでございます。社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えており、今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災・国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。よって、次の事項について特段の措置を要望します。

記、1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む積極的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道、公営住宅などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

8、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

9、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

10、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案とおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第10号

◇議 長 日程第24、発議第10号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の9ページをお開きください。発議第10号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和5年9月13日提出、提案者は大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員です。

11ページでございます。肥料、飼料、燃油などの生産資材価格の高騰対策として、昨年は国をはじめ、北海道や市町村では地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられましたが、国が措置した肥料高騰対策は北海道で使用する肥料

銘柄の高騰率が高く、十分な補填対策となっておりません。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも値下がりしたため、国は直接的な補填対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置しましたが、支援額が小さく経費を補う対策に繋がるのか懸念されています。このままでは、昨年同様生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねません。

地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記事項を要望します。

記、1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補てんされるよう、本年度も対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響の大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取り組みが行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 報告第10号

◇議長 日程第25、報告第10号、令和4年度大空教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会関谷教育長より、令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会側議案書13ページ、報告第10号でございます。

令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきましてご報告申し上げます。

資料につきましては別冊の令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧ください。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、大空教育委員会では、令和4年度の教育委員会所管事務について、みずから点検・評価を行ったところでございます。去る8月22日に開催された教育委員会会議に提出し、議決されたことから、町議会議長宛に提出し、議会に報告するものです。

報告書表紙から2枚めくっていただいて1ページからの第一部といたしましては教育委員会の活動状況を掲載しております。1ページには、教育長及び教育委員名簿。2ページから7ページには、教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況。8ページから9ページには、教育委員会関連の条例規則等の制定状況、主な計画等の策定状況。10ページには、教育委員会委員の主な活動状況。11ページには、教育関係機関等の活動状況。12ページから16ページには、学校に関する指導・助言・指示等の状況。17ページには、町民に対する情報提供について掲載しております。

また、18ページから21ページには、令和4年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

22ページからの第2部といたしましては、学校教育活動に係る反省・評価を掲載しております。第2次大空町教育推進計画の実現を目指すための計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、施策項目の数字を記載し、その関わりを示しております。大空町教育推進方針は4つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5段階評価により町立の小学校2校、中学校2校、高校1校が実施いたしましたそれぞれの評価点の平均値を記載しております。

30ページからの第3部といたしましては、社会教育活動に関わる反省・評価を掲載しております。一つ目としまして、令和4年度大空町教育推進方針に係る反省・評価でございますが、学校教育と同様、社会教育に関する部分における5つの基本目標ごとに5段階評価により、社会教育委員会での協議により出された評価点を記載しております。

37ページからは二つ目としまして、令和4年度社会教育推進計画に係る反省・評価でございます。社会教育事業を7つの領域で分類し評価を行っております。

以上、報告書の概要をご説明申し上げ、令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をさせていただきます。

◇議 長 これで令和4年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書については終わります。

◎日程第26 報告第11号

◇議 長 日程第26、報告第11号、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議会側議案書15ページをお開き願います。報告第11号、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を健全化の判断比率とし、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表するものでございます。

17ページは、9月1日付けで町長から議長への報告文でございます。

19ページをお開き願います。健全化判断比率についてご説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の令和4年度決算に基づく比率。その下の括弧書きの数値は早期健全化の基準となる数値です。

左から、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が対象となり、赤字額が地方公共団体の標準的な収入額である標準財政規模に占める割合をあらわすもので、赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため表示されておりません。早期健全化判断の基準につきましては14.81%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が標準財政規模に占める割合で、赤字の場合のみ算定されますが、各会計とも黒字のため表示されておりません。早期健全化の判断基準は19.81%となっています。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や企業会計の地方債元利償還金に充てるための繰出金などが標準財政規模に占める割合を示すもので、3カ年の平均で算定点をされております。令和2年度から4年度までの3カ年平均で10.0%でございまして、前年度と同率となっております。なお、早期健全化の判断基準は25.0%であります。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。基金などの充当可能な財源が将来の負担額が上回っているため数値

が示されておりません。早期健全化判断基準は350.0%となっております。

21ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を表わすもので、一般会計での赤字を意味するものでございます。本町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計となり、いずれの会計も資金不足を生じていないことから算定されておりません。なお、経営健全化基準は20.0%となっております。

23ページと25ページにつきましては、監査委員からの意見書となっておりますので、ご参照願います。

以上、令和4年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による、令和4年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第11号、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月17日に松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。令和4年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和4年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較するといずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和4年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第 2 7 報告第 1 2 号

◇議 長 日程第 2 7、報告第 1 2 号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 1 2 号、例月出納検査結果報告につきまして、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は令和 5 年 5 月分から令和 5 年 7 月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5 月分につきましては 6 月 1 6 日、6 月分につきましては 7 月 2 0 日、7 月分につきましては 8 月 1 7 日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配布の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め検査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣言

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和 5 年第 3 回定例会閉会にあたりまして、発言の機会をいただきました。誠にありがとうございます。

この議場も去る 6 月定例会終了後に改修工事に入りまして、昨日からの 2 日間にわたる定例会が改修後初めての使用、ある意味こけら落としとなったところであります。マイク設備や議員及び理事者側椅子も新調されました。照明設備もたいそう明るくなり、老眼の私にとっては議案や資料等が大変見やすくなり、ありがたいなと感じているところでございます。残念でありましたのは、天井に 6 機エアコンの吹き出し口が設置されていますが、涼しい風が出ることはありませんでした。エアコンが使用可能となるのは来年の 6 月定例会ではないかなと思います。快適な中でこれまで以上に内容のある活発な議論ができることを今から楽しみにしているところであります。まだ改修工事の全てが終わっているわけではありませんが、改めてこれからまた数十年間この庁舎を大切に使用してまいりたい、そのように考えております。

ことしの夏は体感として感じるだけではなく、北海道の観測地点のいずれかで 3 0 度を越えた真夏日を観測した連続日数が 4 4 日となり、過去最多日数となるなど記録的にも大変暑い夏であり、これもう少し続きそうであります。

本定例会では 5 名の議員から一般質問をちょうだいいたしました。前回の定例

会の一般質問に引き続き、少子化対策に係るご質問、町の人口減少にも関連する消防団員の確保などについてご質問をいただいたところであります。中でも、ここのこの異常な暑さという観点からのご質問をちょうだいしたところであります。北海道大空町もそうありますが、寒さ対策というものにはこれまでも十分行って来ました。福祉灯油の支援、除雪機の購入支援も実施したとしたことがあります。また、介護保険事業勘定特別会計では、今も除雪サービス事業を実施しています。しかしながら、この近年の異常な暑さ、まさに生命に危険を及ぼすほどの暑さ対策については、北海道及び本町においても十分な検討が行われていなかったのではないかとそのように思います。今年限りの一過性の暑さではなく、これから将来にわたってこの気象状況というものが続いていくものととらえ、暑さから町民皆さんの生命と健康を守るという観点をもって真剣に考えていかなければならないものと、今、定例会一般質問をいただき感じたところであります。内部でしっかりと検討し、議員皆様にご協議をお願いする際にはぜひ忌憚のない意見をちょうだいしたいと存じます。

さて、農業者の皆様は、今、まさに収穫真っただ中にあります。今朝方も非常に強い雨が降り何かと不安定な気候であります。災害や事故も無く無事に収穫を終えることを祈るところであります。

また、町としまして、これから台風が多く発生する時期でもありますので、災害に備えた準備をしっかりと行ってまいります。

本日令和5年第3回定例会を終えさせていただきました。議員各位におかれましては、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げ、今回の議会に対するお礼とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇議 長 これで、令和5年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後01時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 11 月 1 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 川 村 淳

署 名 議 員 福 田 淳 一